

最近の国際会議主要コミュニケ

- | | |
|--|----------------------|
| 1. 第 49 回 IMF 暫定委員会コミュニケ (ポイント) | (1997.9.21 香港) |
| 2. 10 か国蔵相・中銀総裁会議コミュニケ (仮訳) | (1997.9.21 香港) |
| 3. 7 か国蔵相・中央銀行総裁会合声明 (仮訳) | (1998.2.21) |
| 4. 7 か国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳) | (1998.4.15 ワシントン) |
| 5. 第 50 回 IMF 暫定委員会コミュニケ (ポイント) | (1998.4.16 ワシントン) |
| 6. 10 か国蔵相・中銀総裁会議コミュニケ (仮訳) | (1998.4.16 ワシントン) |
| 7. 第 37 回 OECD 閣僚理事会コミュニケ (仮訳) | (1998.4.28) |
| 8. 7 か国蔵相結論文書 (仮訳) | (1998.5. 8) |
| 9. G8 外相・蔵相合同会合総括 (仮訳) | (1998.5. 9) |
| 10. G8 バーミンガム・サミットコミュニケ (仮訳) | (1998.5.15 - 17) |
| 11. APEC 蔵相会議大臣共同声明抄訳 (仮訳) | (1998.5.23 - 24 カナダ) |
| 12. マニラ・フレームワーク / G7D 合同会合プレス・ステートメント (仮訳) | (1998.6.20 東京) |

1. 第 49 回 IMF 暫定委員会コミュニケ (ポイント)

1997 年 9 月 21 日香港

1. IMF 暫定委員会は、1997 年 9 月 21 日、香港において、マイシュタット・ベルギー副首相兼大蔵・対外貿易大臣を議長に、第 40 回会合を開催した。
2. 委員会は、世界経済及び貿易の拡大の継続についての総じて良好な見通しを歓迎。
 - ・先進国経済においては、総じて低インフレの下での成長が続くと予想される。しかしながら、持続的な財政健全化は多くの国にとって依然重要。アメリカ等、資源利用が高水準に達している国々においては、インフレの再発を防止するための金融政策が必要。今後、主要通貨間の為替レートは大きな対外不均衡の回避の重要性を認識しつつ、経済的ファンダメンタルズを反映すべき。欧州大陸諸国においては、金融政策は引き続き国内需要の持続的な拡大と矛盾しないようなものであるべき。日本の課題は、構造改革を厳格に進め、中期的に一層の財政再建を行いつつ、金融政策の景気支援的スタンスの下で、内需主導型の成長を達成すること。高水準の構造的失業は、ヨーロッパの幾つかの国々においては労働及び生産物市場の改革等が必要。
 - ・発展途上国の成長の現状と見通しは総じて最近強まったが、貧困を大幅に削減するためには、多くの場合構造改革の速度を更に早めることが必要。
 - ・幾つかの新興市場国においては、大きな対外不均衡と脆弱な銀行システムが不安定な資本移動から生じるリスクを増大。
 - ・体制移行国においては、多くの場合、マクロ経済の安定と構造改革の順調な進展の後、再び成長が開始。規律あるマクロ経済政策によってインフレをさらに低めることが必要。
3. 委員会は、国際通貨制度の安定に貢献する欧州経済通貨統合 (EMU) の進展を歓迎。EMU を堅固かつ安定的なものとするためには、欧州における高失業をもたらす根源的原因に取り組む決意をも示すことが必要。
4. 委員会はグローバル化の世界の経済成長への極めて重要な貢献を再確認。全加盟国が、委員会の「持続可能な世界経済の成長のためのパートナーシップに関する宣言」に述べられている政策指針を遵守することが、グローバル化の恩恵を共有する上で重要。委員会は、最近の IMF によるガバナンス (統治) の問題に関する指針の採用、及び金融システムの健全性強化のための現在行われている努力を歓迎。
5. 委員会は、アジアの金融市場における最近の混乱は、全ての国の政策担当者に、マクロ経済政策の国内における一貫性の維持、金融システムの強化、並びに過度の対外収支赤字及び海外からの短期資金借り入れへの依存の回避の重要性を再度強調することとなったことに言及。幾つかの国における最近の金融市場の混乱の影響は、短期的成長の鈍化として表れるものと見込まれるものの、これらの国の経済基盤は依然強固であり、必要とされる経

済調整政策が維持されれば、長期的な見通しは好ましいものとなろう。委員会は、最近のアジアにおける経験は、一国の採用する為替制度にかかわらず、その為替制度と矛盾しない適切なマクロ経済政策及び構造政策を維持することは決定的であることにも言及。

6. 委員会はアジアでの最近の混乱に対する IMF の迅速かつ効果的な対応を称賛し、アジア地域諸国による支援を歓迎。理事会に対し、IMF にとってどのような教訓が更に引き出されるか検討し、次回委員会で報告を行うことを要請。委員会は透明性、政策への信認及び信頼の構築の重要性を強調。
7. 委員会は、健全なマクロ経済政策と堅実な金融システムに支えられた、開かれた自由な資本移動制度は、世界経済の厚生と繁栄につながるとの見解を再度表明。委員会は「資本移動の自由化に関するステートメント」を採択し、IMF 協定改正は秩序だった資本移動の自由化を促進すると考慮。委員会は理事会に対し、優先的に作業を進め、報告及び協定改正案を総務会に提案することを要請。
8. 委員会は、理事会において第 11 次増資について、以下のような合意が得られたことを歓迎。
 - ・増資額は現在の出資総額の 45%。
 - ・増資額の 75% は現在のクォータに比例配分。
 - ・増資額の 15% は計算クォータに比例配分。
 - ・増資額の 10% は現在のクォータが世界経済上の地位と乖離している国に配分され、そのうち 1% は現在のクォータが相対的な経済上の地位と著しく乖離しており、中期的に IMF の流動性に貢献する地位にある 5 か国に配分。委員会は理事会に対し、年末までに総務会の承認のための決議案を提案することを要求。計算クォータの計算式の見直しを第 11 次増資の完結後直ちに理事会で検討すべきとの見解を再度表明。
9. 委員会は、これまでの SDR の合計配分額を倍増する 214 億 SDR の一度の特別配分により全ての加盟国に公平なシェアの SDR の累積配分額を達成するため、IMF 協定を改正するとの理事会の合意を歓迎し、総務会に対し決議案の採択を推奨。
10. 委員会は、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブの実施に関し、ウガンダ、ボリビア、及びブルキナファソに対し IMF 及び世銀がその理事会で支援を行うことの決定、並びにコートジボアール、ガイアナ及びモザンビークに関する予備的な議論を含む、最近の進展を歓迎。委員会は、本イニシアティブに適格となり得る国が支援を受けるのに必要な経済調整政策を迅速に行うよう奨励。
11. 委員会は、拡大構造調整ファシリティ（ESAF）及び HIPC イニシアティブのための財源を確保するための継続的な努力を歓迎。これらのイニシアティブのための資金を適時に確保するための更なる手段をすぐに考慮する必要。

2. 10 か国蔵相・中銀総裁会議コミュニケ（仮訳）

1997 年 9 月 21 日 香港

1. G10 の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1997 年 9 月 21 日に香港において、オランダのザルム蔵相の議長の下、会合した。彼らは、ドラギ G10 蔵相・中銀総裁代理会議議長、カムドゥシュ IMF 専務理事、サマーズ OECD 第 3 作業部会議長、及びクロケット BIS 総支配人からの報告に留意した。
2. 大臣及び総裁は、新興市場国の代表と共同で作成された新興市場国の金融市場の安定の促進に関する協調戦略に対して、幅広い支持が与えられたことを歓迎した。金融システムの脆弱性に多くの端を発する東南アジアにおける金融市場の混乱に鑑み、彼らは、健全な与信慣行及び市場の効率的かつ継続的活動にとって好ましいマクロ経済的、制度的環境の創設、金融機関に対する、利害関係者による実効的監督及び良い統治の促進、そして市場規律を支え、補完する健全な規制・監督体制の創設、という 3 つの主な分野における活動に焦点を当てる協調戦略を具体的かつ包括的に実施することの重要性を強調した。この文脈において、彼らは、効果的な銀行監督に関するパーゼル委員会のコア・プリンシプルが完成したことを歓迎し、そして各国当局がこれを支持し、実施することが重要であることを強調した。彼らは、その代理達に対して、新興市場国の代表と協力して、協調戦略の実施を促進するために引き続き努力するよう奨励した。彼らは、IMF がサーベイランスを行う際に、金融部門により焦点を当てること、及び世銀が金融システムの強化を重視することを歓迎した。彼らはまた、これらの事項に関して国際機関が効果的に協調することの重要性に留意した。
3. 今後の活動に関して、大臣及び総裁は、彼らの代理達が、国際通貨システムの安定に関する事項に引き続き注意

を払っていること及び代理達が危機の予防や危機管理といった問題に焦点を当てる意向であることを歓迎した。彼らはまた、人口高齢化がマクロ経済及び金融に与える影響に関し、本件について作業を行っている OECD 等の機関と協議、協力しつつ焦点の当たった研究を行うとの、彼らの代理達の計画を歓迎した。

4. 大臣及び総裁は、資本移動の自由化を明確に IMF の権限とすることに向けた進展を歓迎し、IMF の協定改正に向けて引き続き作業を迅速に行うことの重要性に留意した。
5. 大臣及び総裁は、一般借入取極（GAB）の運営状況をレビューし、本取極を修正なしに1998年12月26日からの更なる5年間につき更新するとの提案を支持した。彼らは、また新規借入取極（NAB）の設立に向けたこれまでの進展を歓迎した。
6. ブラウン英蔵相が、来年の G10 議長に選出された。

3. 7 か国蔵相・中央銀行総裁会合声明（仮訳）

1998 年 2 月 21 日

1. 我々 7 か国の蔵相及び中央銀行総裁は、世界経済及び金融市場の最近の動向をレビューするために本日会合した。カムドゥッシュ IMF 専務理事が我々の議論の一部に参加した。
2. 最近の出来事は、世界経済における各国間の確固たる増大する相互依存の重要性を示している。我々は、現在及び将来の課題の成功裏の解決のためには、各国当局の更なる緊密な協力が必要であると信ずる。このために、我々は、全ての関係者・当事者との対話の努力を強化していくであろう。ASEM 及び APEC プロセスを含む地域的その他の会合がそのような対話に貢献する。我々は今後とも、そのような会合へのそれぞれの参加を通じて、関連する議論や動向について互いに情報を十分に共有することとなる。

世界経済の動向

G7諸国

3. 我々は、最近の G7 諸国の動向について議論を行い、評価は概ね肯定的であった。米、英及び加においては、成長は力強く、国内のインフレ圧力は過去の経験に照らしてより弱い。これらの国々の当局は、状況を密接に監視しつつ、必要があればインフレなき成長のための条件を保持するために対応するであろう。
4. 独、仏及び伊においては、成長は概ね回復し続けている。我々はこのより良いバランスを歓迎するが、経済活動は依然潜在的水準を下回っている。このような回復は、新しい雇用の創出に役立つ一方、これらの国々において持続可能な基盤の下で失業を許容できる水準まで引き下げるためには、特に労働市場、及び経済のその他の分野での一層進んだ構造改革の遂行が必要となる。
5. 日本においては、経済活動は低迷し、見通しは弱い。回復のためには、金融システムを強化するための引続きの行動及び経済の開放度を高めるため金融その他のセクターの規制改革が必要である。我々は、金融システムの「ピック・パン」改革に関するこれまでの進展を歓迎した。
IMF の見方では、今や、1998 年における経済活動を下支えするため財政刺激の強い理由がある。
6. サーベイランスの文脈において、我々は欧州通貨統合（EMU）に向けた最近の進展をレビューし、G7 諸国経済に対する影響について議論した。
7. 我々は、為替市場及び金融市場の動向について議論した。我々は、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及び著しいファンダメンタルズからの乖離は望ましくないことを繰り返した。我々は、大きな対外不均衡の更なる悪化をもたらしてしまうような過度の下落を避けることの重要性を強調した。我々は、為替市場の動向を監視し、適切に協力していくことで合意した。
8. 雇用可能性の改善は、我々の国民が我々の国々の繁栄を最も広く享受することを確保し、繁栄全体を進めるために重要な役割を果たす。大蔵大臣は、今晚開幕し、明日も引き続き開かれる G8 雇用特別会合に期待している。
9. 我々はまた、現在 OECD が行っている有害な税の競争の抑制に関する作業を歓迎し奨励した。4月にタックス・ヘイブン及び優遇税制措置の有害な経済効果を扱う報告書が出されることを期待している。

アジアの動向

10. 我々は、いくつかのアジア諸国における深刻な経済・金融の問題をレビューした。我々は、通貨危機に見舞わ

れた国々が、民間部門が必要不可欠の役割を果たしつつ、IMF や他の国際金融機関からの必要に応じた一時的な金融支援を得つつ、本質的かつ広範な改革を採用し積極的に実行していくことによって、回復の基盤がもっとも良く確立されるということで合意した。

11. 我々は、国際金融機関によって行われた措置を支持することを強調し、特に、経済回復の基盤を整えるための、市場経済における政府の不適切な干渉を減らすための構造改革、一体性及び透明性の促進、及び不正との戦いを強調した。我々は、可能な限り人道的な支出を保護し、適切に設計され入手可能な社会的セーフティー・ネットの重要性を認識し、また、我々は、主要な労働基準の促進についての ILO の研究に対する国際金融機関の支援を歓迎する。我々は、適切な場合に、上乗せ金利による資金供給のために IMF が新しく補完的準備融資制度（SRF）を創設したことを歓迎する。
12. 我々は、各国が必要な改革を遂行するならば、世界の投資家のコンフィデンスの回復及び中期的に力強い成長に戻る見通しは良好であると信ずる。通貨危機に見舞われたアジア各国が改革を完遂し、世界のその他の国々が適切に対応するかぎり、アジア危機の 1998 年の世界経済の成長に対する全体的な影響は制御可能なものとなるであろう。
13. 開かれた世界的な貿易及び金融システム維持は、回復への不可欠の貢献である。我々は、最近の GATS 金融サービスに関する合意を歓迎し、新興市場諸国における外国企業に対する金融市場の開放は、金融安定に大きな貢献をするものと信ずる。
14. 貿易金融へのアクセスが継続することは、当地域の経済の回復のために重要である。我々は、当地域において必要な政策改革を行う国々に対し、国際金融機関と協力しつつ、貿易信用制度を維持するという、本日の主要な貿易信用機関による提案を歓迎する。

展望：将来へ向けて学ぶべき教訓

15. 我々はアジア危機の持つ幅広い意味を議論した。現時点での一つの明確な教訓は、新興国及び移行国が自国の経済政策を強化することは、危機の伝播の回避に役立つということである。国際金融社会及び危機に見舞われたアジア諸国政府の行動により経済は回復すべきであるが、一方で、各国、国際金融機関、民間金融機関、そして国際金融システムの他の参加者が学ぶべき教訓があろう。我々は、全ての者に大きな利益をもたらす開かれた国際金融市場が、引き続き円滑かつ効果的に機能することを確保する必要がある。金融市場が長期的に適切に機能するとの観点から、民間部門が危機の解決のためにその役割を果たすことは極めて重要である。
16. 我々は、アジアでの最近の出来事の原因と教訓、及びそれがハリファックス・サミットで着手された改革に基づき国際金融システムの強化に持つ意味あいについて、今後数カ月以内にわたって行われる徹底して幅広い議論に期待している。我々は、新興市場経済の代表者と討議できる今後の多くの国際会議の場を十分に活用しつつ、幅広く意見交換することが重要であると考え。4 月の IMF 暫定委員会及び開発委員会は、このような作業を進める機会を提供する。我々は、5 月のバーミンガム・サミットの首脳会談にプロGRESS・レポートを提出する。我々が当初努力を傾注していく分野は別添の通りである。

貧困開発途上国

17. 我々は、いくつかのアジアの新興市場国を見舞った混乱によって、貧困開発途上国が直面する問題からの注意が逸らされるべきではないことで合意した。我々は、アフリカ諸国の直面する困難についてデンバー・サミットで開始された G7 の作業をレビューした。我々はまた、最貧国の持続不可能な債務負担を救済し、それによって開発の見通しを改善する HIPC イニシアティブの進展について議論した。我々は、ボリビア、ブルキナ・ファソ、ガイアナ、ウガンダに関するイニシアティブの適用の合意を歓迎し、モザンビークと象牙海岸についても近々最終決定が行われることを希望する。我々は、イニシアティブの条件に沿って、より多くの国に対し断固かつ迅速な債務軽減が行われることを期待する。イニシアティブの全適格国が出来るかぎり速やかにそのプロセスを開始することを求め、また 2000 年までに全ての適格国がそのプロセスに入りうるよう段階を踏むことを求める。我々はまた、これらの国々に対する将来の公的信用が生産的に使用されることを確保する作業で、本イニシアティブを支持するよう求める。

1. 我々7か国の蔵相及び中央銀行総裁は、世界経済及び金融市場の最近の動向をレビューするために本日会合した。

世界経済の動向

G7 諸国

2. カムドュシュ IMF 専務理事とともに、我々は7か国の経済及び世界のその他の経済の最近の動向をレビューした。
3. 北米及び英国では力強い成長が続いている。政策の枠組みはこれらの国々における持続可能な拡大及び米国における国民貯蓄の増加を引き続き目指すことが重要である。
4. 仏、独及び伊では、1997年に経済成長は勢いを得、本年は更に強まると予想される。欧州大陸諸国における回復は、内需の持続的な回復に一層基づくことが重要である。
長引く高失業と戦い成長のための堅固な基盤を提供するために、継続的な構造改革も必要である。
5. 日本が直面する課題は深刻で、ここ数か月でその度合いは強まっている。我々は、国内需要の相当な強化及び企業と消費者のコンフィデンスの回復を目指した経済政策プログラムの先般の発表を歓迎した。重要なのは、効果的な財政措置及び構造改革からなる強固なプログラムを迅速に実施することである。我々はまた、日本におけるビッグ・バン金融自由化イニシアティブの実施の進展を歓迎し、日本の当局が金融システムにおける問題への取り組みを推進することを促した。
6. G7 諸国におけるインフレ圧力は依然として制御されており、伊では著しい改善を見せている。しかし、特に米国及び英国では、インフレなき軌道に止まり持続可能な成長を維持できるよう常に変わらず監視が必要とされ続ける。

欧州経済・通貨統合

7. 我々は、国際通貨システムの安定に貢献する欧州経済・通貨統合（EMU）が成功裡に発足することを期待する。
EMU 参加のための財政に関する収斂基準及び高い構造的失業と戦う努力への強いコミットメントは、EMU の安定と成功を確保するための鍵である。我々は、これらの問題について更に協力して検討していくことの重要性に合意した。

為 替

8. 我々は、為替市場及び金融市場の動向について議論した。
我々は、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及び著しいファンダメンタルズからの乖離は望ましくないという我々の考え方を再確認した。
我々は、大きな対外不均衡の更なる悪化をもたらさうような過度の下落を避けることの重要性を強調した。この観点から、我々は、内需主導の成長を刺激し、対外不均衡を縮小させ、更に円の過度の下落を修正することも目的とする日本の適切な行動を支持する。我々は、引き続き為替市場の動向を監視し、適切に協力していくつもりである。

新興市場

9. 我々は、アジアでの金融市場安定の回復に向けた進展を歓迎した。我々は、幾つかの国々の資本市場への早期の復帰、金融システム強化に向けた努力、及び地域通貨の最近の増価に特に勇気づけられた。
10. こうした進展にも関わらず、大きな課題が立ちはだかつており、我々は、現状に満足している場合ではないことで意見が一致した。強固で持続的な回復には、国際金融機関のプログラム支援を受けながら、コンフィデンスを回復するために必要なマクロ経済・構造改革に強くコミットすることが必要である。国際社会はアジアの回復に強い関心を有しており、我々は、この目的達成のために、国際金融機関と協力していくことにコミットしている。この文脈において、我々の輸出信用機関は、この地域の国々に貿易金融を供与し続ける。我々はまた、アジアでの改革に対する社会的コンセンサスを築くことの重要性に合意し、このためには、危機の貧困層への影響を抑えることを必要とする。
11. 我々は、インドネシアが経済・構造改革に新たにコミットしたこと、及び IMF と新しい改革プログラムについて合意したことを歓迎した。我々は、プログラムの十分かつ精力的な実施がコンフィデンスの回復に必要であることから、インドネシア政府に対しこれを強く要請する。
12. 我々は、幅広い範囲の新興市場国の潜在的リスクをレビューした。我々は、マーケットによる新興市場国経済の見通しが多様性を増してきたことを歓迎し、これまでの主要な事例では、予防的政策措置が危機の伝播の阻止

に役立ったことに留意した。我々は、オープンな世界的貿易システムが広い基盤に立った繁栄に不可欠であると考えている。我々は、危機の伝播に対する脆弱性を減ずるため、新興市場国や体制移行国が、強固なマクロ経済政策、統治の向上、及び構造改革プログラムを実施することを奨励し、国際金融機関にこうした努力を支持する上で積極的な役割を果たすよう強く要請した。この観点から、我々は、IMF がこの極めて重要な時期に、その使命を果たすために必要な資金を保有するために、提案されている NAB（新規借入取極）及び増資の承認が早急に必要であることを繰り返し強調した。

開発関連事項及びアフリカ

13. 我々は、健全なマクロ経済政策、良い統治及び市場の改革を積極的に実施している途上国の経済の進展に留意した。我々は、世界的な経済システムへ一体化するためにこれらの国々が行っている努力を支援する我々のコミットメントを繰り返し強調した。この支援には、二国間及び国際金融機関を通じた我々の努力が含まれる。これに関連して、我々は、IDA12、ESAF、アフリカ開発銀行グループの適切な資金調達の重要性を強調した。我々はまた、アフリカ開発銀行の資本構成及び統治の強化に向けた進展を歓迎した。これは将来のより深い友好関係のためのより強固な基盤を提供するものである。

14. 我々は、HIPC イニシアティブの実施の進展を歓迎し、数か国に対し HIPC 債務削減を適用するためのコミットメントが行われていることに留意する。我々は、ウガンダがその強固な改革の実績を反映して、最終的な HIPC 債務削減を適用される最初の国となったことを称賛した。我々はまた、モザンビークに関して最終的な決定に到達するために、パリ・クラブ、ブレトン・ウッズ機関及び各国によって払われた特別な努力を歓迎した。我々は、全ての重債務貧困国が、2000 年までに債務問題から持続的に脱却するプロセスを開始するため必要な全ての方策を採ることを促す。我々はまた、全ての債権者に対し、債務国の改革努力を支持するため、暫定的な救済措置を与えるよう強く要請し続ける。

15. 汚職及び贈収賄と闘う国々を支援するため、我々は、国際開発金融機関が、最も高い基準の統一的調達規則・文書を確立すべきであること、また OECD 加盟国及びその他の贈賄防止条約に署名した国々が、年末までに条約を発効させ、賄賂の税控除を廃止するため、必要に応じ、立法府に対し条約の批准を求めるべきであり、また、この文脈で、国際的な商業取引における外国公務員に対するそのような賄賂の支払いを犯罪とする必要な立法措置を行うべきであることを求めた。

国際金融システムの強化

16. 我々は国際金融システムの構造を強化するための方策を検討するという我々のコミットメントを再確認した。我々は、APEC 蔵相会合、ASEM、マニラグループ、G10、22 か国による特別蔵相・中央銀行総裁会議、そして今週行われる暫定委及び開発委を含む国際金融機関等、この目的に向け様々な場で行われている作業を歓迎した。この作業は、我々が 2 月 21 日にロンドンで確認した主要な分野における行動についてのコンセンサス構築に役立つであろう。

- ・グローバル・マーケットのより効率的な機能の促進
- ・透明性と情報開示の改善
- ・金融システムの強化
- ・国際社会の役割の評価
- ・民間セクターによる適切なバードン・シェアリングの促進

17. 我々は、今週後半に開催される会議で、新興市場国の代表と共にこうした問題について討議することを期待している。我々は、5 月のバーミンガム・サミット首脳会議に、こうした問題についてのプログ्रेस・レポートを提出するという我々の意思を確認する。

18. 我々は、有害な税の競争に関する OECD における進展を称賛し、バーミンガム・サミットに先立って開催される次回の G7 大臣会合に、彼らの報告が出されることを期待する。

19. 我々は、バーミンガム・サミットに向けた以上のような作業やその他の取り組み、及びサミット首脳会合に先んじて 5 月 8 日、9 日に開催される蔵相会合の計画について議論した。

5. 第 50 回 IMF 暫定委員会コミュニケ（ポイント）

1998 年 4 月 16 日 ワシントン

1. IMF 暫定委員会は、1998 年 4 月 16 日、ワシントンにおいて、マイシュタット・ベルギー副首相兼大蔵対外貿易大臣を議長に、第 50 回会合を開催した。

世界経済見通し（WE0）（含むアジア危機の原因と影響）

2. 委員会は、危機の中心であった国々は、最近のアジアにおける金融混乱により大きな困難に直面するにも関わらず、世界経済の成長の見通しは注意を要するものの楽観的であると考えられることで一致した。この評価は、多くの先進国において引き続き強い成長が期待されること、新興市場国による問題を是正する政策の継続、及び多くの途上国と体制移行国における中期的なファンダメンタルズの改善が進展していることを反映している。一方、下振れのリスクがあり、世界のインフレなき経済成長を支えるために多くの分野において断固たる行動が必要である。

- ・ 危機の中心となった国々においては、合意された政策プログラムの断固たる実施がコンフィデンス及び持続可能な成長を回復する上で必要不可欠。
- ・ 日本においては、早期かつ持続する景気回復を確保するためには、包括的な規制改革及び金融セクター改革を含む財政措置及び構造改革措置の両方が必要である。委員会は、金融システムを強化するために既にとられた措置とともに、経済政策パッケージの先般の発表を歓迎した。今や、効果的な財政措置及び適切な構造改革を迅速に実施することが重要であろう。金融部門における、断固かつ迅速な行動が、公的なコンフィデンスを回復するために重要である。金融システムに対する如何なる支援も、金融機関の閉鎖あるいは再建にかかる適切な行動が伴われるべきであり、また、首尾一貫した中期的な政策の枠組みの一部として実施されるべきである。地域及び世界に対する日本経済の重要性を踏まえれば、こうした行動は現在の局面において、とりわけ重要である。
- ・ 米国及び英国を含む、ほぼ経済の潜在的能力に近く活動している先進国においては、当局は、インフレのリスクを常に変わらず警戒し続ける必要がある。米国においては、予想される財政黒字が、過剰な需要を封じ、低い国民貯蓄率という問題にも取り組むための助けとなる。
- ・ 大陸欧州諸国においては、委員会は、経済通貨統合（EMU）へ当初からの参加を希望している国の経済収斂を歓迎し、歴史的な決断が近々なされることを期待した。特に、安定成長協定の範囲で、柔軟に政策をとる上で必要な余地を得るために、多くの国で更なる財政健全化の進展が望ましく、また、失業を減らし EMU の成功に寄与するために、特に労働市場における構造改革の進展が、引き続き強く必要である。さらに、バランスのとれた世界の成長のためには大陸欧州の成長がより一層内需主導のものであることが重要である。
- ・ 途上国については、健全なマクロ経済政策、開放された市場、及び構造改革、特に健全に管理され監督された市場指向の金融部門を構築することに引き続き焦点を当てなければならない。
- ・ 体制移行国については、1997 年における低いインフレの下でのプラス成長への移行は、重要な成果を表すものであるが、多くの国は依然として、歳入徴収の強化と社会保障・福祉制度及び政府サービスの効率の改善による財政赤字の削減がより一般的には必要である。

国際通貨システムの構造の強化－危機の防止、管理、解決

3. 委員会はアジア危機から生じた教訓及び国際通貨システムの構造強化に必要な措置を議論した。国際社会が一層良く金融危機を予防し、また、危機が生じた場合には、これを解決出来るようにするための行動は、以下の柱に中心が置かれるべきであることを委員会は考慮した。

a. 国際・国内金融システムの強化

- ・ 健全で安定的なマクロ経済政策は金融の安定に重要である。
- ・ 多くの国では、質の高い国際的に承認された慣行や強化された基準に則した監督・規制の枠組みの構築により国内金融システムの強化する行動が必要である。委員会は、IMF に対し会計、監査、情報公開等の分野での基準やガイドラインの設定に責任のある他の関係機関や機構を IMF がいかに最良に支援できるかを検討するよう要請し、サーベイランス活動の文脈において、こうした基準の加盟国への浸透を支援し、積極的に加盟国が採用するように促すように要請した。委員会は、国内金融システムを強化する上で、金融監督者間の情報公開及び一層の協調の促進のために現在行われている努力を歓迎した。

b. 強化された IMF のサーベイランス及び勧告

- ・委員会は、IMF は金融部門や資本移動に対するサーベイランスを強化し、政策の相互依存性や危機の波及のリスクにより注意を払い、市場の見解や見通しを十分認識すべきであることについて合意した。
- ・委員会は IMF の強化されたサーベイランスでは資本移動、特に短期の性質のものが潜在的に突然反転することによるリスクにも焦点を当てるべきであるということに留意した。理事会に、資本移動の監視強化の方策を検討するように要求した。
- ・委員会は、金融セクター強化のための最善の助言を加盟国に提供する最も効果的な方法を見い出そうとする IMF と世銀の更なる努力を促した。
- ・委員会は、IMF の見解が効果的に加盟国に伝達され、加盟国の政策の検討に留意されることの必要性を強調した。この文脈において、委員会は理事会に対して、政策が適切な道筋から大きくはずれていると考えられている国々は、更に強い警告を与えられるという「段階的な反応」を確立するように要求した。

c. 経済指標及び政策に関する情報の利用可能性及び透明性の増大・サーベイランスの効果は正確なデータの時宜を得た利用可能性に大きく依存していることに留意しつつ、委員会は、加盟国の IMF に対する時宜を得た正確なデータの提供義務を強調した。

- ・委員会は、SDDS（特別データ公表基準）及び GDDS（一般データ公表基準）イニシアティブの実施の進展を歓迎した。委員会は、中銀のネットの外準（外準関連債務、中央銀行のデリバティブの取引状況）債務、特に短期の債務、及び金融部門の安定性にかかる指標を含む追加的な金融指標をカバーするように SDDS の範囲を拡大し強化する取り組みを早急に進めるように IMF に要請した。
- ・更に、委員会は、IMF が政策助言に関する情報の公開を増進する取り組みを引き続き行うように要請し、加盟国に経済政策の透明性の向上を促した。
- ・委員会は、より多くの加盟国が自国の 4 条協議の結論に関する PIN を公表するよう促した。

d. 危機管理における IMF の中心的役割

- ・委員会は IMF を含めた国際社会の危機への時宜を得た対応を歓迎した。また、委員会は補完的準備融資制度（SRF）の創設を評価した。
- ・コンディショナリティーを通し、必要な改革を支援するという IMF の役割に鑑みれば、巨額の資金支援を必要とする加盟国への対応にあたっては IMF がその中心的役割を依然として果たすべき。
- ・委員会は、IMF の急激な流動性の悪化に留意し、IMF が適切な資金基盤を保有することを確保することの必要性を強調。委員会は、増資及び NAB の早期発効を要請。

e. 金融危機の防止や解決にあたって民間部門を関与させるためのより効率的な手続き

- ・まず第一に短期資金への過度の依存から脱却し、市場心理の突然の変化への対応能力を強化することが必要不可欠。
- ・委員会は、公的部門との公平なバードン・シェアリングの達成及びモラル・ハザードの抑制のため、早い段階で民間債権者を関与させる方策を策定する必要性に合意。
- ・委員会は、債権者とのより緊密な意見交換等様々なメカニズムを提案する。

委員会は、理事会に対し、こうした分野での理事会の作業について、次回委員会で報告することを要請した。

協定改正による資本移動の自由化

4. アジアにおける金融危機は、経済動向における資本フローの役割に対する注目を高めた。アジアの金融危機は、資本移動がアジア諸国の経済の進展に貢献したことを否定するものではない。むしろ、危機は、秩序だった資本自由化の重要性及び健全な金融セクターの重要な役割の必要性を強調した。委員会は、これまでの進展を留意し、理事会において IMF の目的に関する部分の改正案について暫定的な合意に達したことを歓迎した。委員会は、理事会に対し、できるだけ早期に委員会に適切な協定改正案を提出する観点から、その他の事項について作業を続けることを要請した。

財政透明性に関する提言

5. 委員会は、加盟国が財政透明性を向上させるための指針となる「財政透明性に関する提言」を採択した。委員会は、加盟国毎の財政制度等の違いを認識しつつ、加盟国が提言を実施していくことを促した。委員会は、サーベイランスの文脈において、IMF が提言の実施状況を監視することを要請した。

拡大構造調整ファシリティー（ESAF）及び重債務貧困国（HIPC）イニシアティブー実施、資金調達、及び評価

6. 委員会は、4月初めに最終段階に到達したウガンダへの支援に関する IMF 及び世銀理事会の発表、ボリビア、ブルキナファソ、コートジボアール、ガイアナ及びモザンビークへの支援の決定を含む、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブの進展を歓迎した。委員会は、本イニシアティブに適格となりうる国が必要な調整政策を迅速に行うよう奨励した。

委員会は、拡大構造調整ファシリティ（ESAF）及び HIPC イニシアティブのための十分な財源の確保に向けた継続的な努力に留意した。委員会は全ての加盟国が出来る限り早期に財源問題の解決に向けて行動することを勧奨。委員会はこの問題に関し、理事会が次回委員会に報告を行うことを要求した。

委員会は ESAF の外部評価者の作業に感謝の意を表明した。その報告は、ESAF が低所得国の支援にとって貴重な手段であるという見解を再確認した。

今回の暫定委員会は 1998 年 10 月 4 日にワシントンで開催される。

6. 10 か国蔵相・中銀総裁会議コミュニケ（仮訳）

1998 年 4 月 16 日 ワシントン

1. G10 諸国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、ブラウン英国蔵相の議長の下、1998 年 4 月 16 日にワシントンで会合した。彼らは、ドラギ G10 代理会合議長、カムドウシュ IMF 専務理事、サマーズ OECD 第 3 作業部会議長、及びクロケット BIS 総支配人からの報告に留意した。

2. 大臣及び総裁は、彼らの下で用意された報告書において議論されている、人口高齢化のマクロ経済及び金融上の潜在的に重大な影響について検討した。彼らは、施策が遅れば遅れるほど増加する調整の負担を最小限に抑えるために、早期に行動をおこす必要があることを強調した。彼らは、現行の年金・保険給付政策の下で生ずるであろう人口高齢化が将来の生活水準及び財政状況に与える潜在的な好ましくない影響を抑制するために、強化された政策努力が必要であることを留意した。彼らは、適切な時期における財政健全化及び国の貯蓄率を引き上げる手段を見出すことの重要性を強調した。彼らは、退職後の収入と医療保険がどのように提供されるかは、国の事情に左右されることを認めつつ、金融上維持可能な公的年金及び医療保険制度に基づき様々なアプローチを活用すること、及び高齢化が既存の制度に与える圧力を減少させる最も期待できる方法として民間年金やその他の形態の民間貯蓄に対する依存を増加させることを支持した。さらに、国内・国外双方における効率的な貯蓄の配分を促進する必要性を認識しつつ、彼らはまた、金融インフラの強化、金融セクターの透明性の促進、金融監督の向上及び国際資本移動の障壁の除去の重要性を強調した。生産者と比べて消費者の人口が増加することが見込まれることに鑑み、彼らは労働市場の効率性の重要性を強調し、労働市場に引き続き参加するインセンティブを妨げるものを取り除くことによって、労働供給を増加させる必要性に留意した。

3. 大臣及び総裁は、アジアにおける危機が新興市場国における金融システムの強化の重要性を強調したことに留意した。彼らは、これらの国々における金融の安定を促進するための協調戦略の迅速かつ効果的な実施を促した。彼らは、健全な与信慣行及び市場の効率的かつ継続的活動にとって好ましいマクロ経済的・制度的環境の創設、金融機関に対する、利害関係者による効率的監督及び良好な企業統治の促進、そして市場規律を支え、補完する健全な規制・監督体制の創設、のために具体的行動を起こすため、新興市場国と共に行動する必要性に留意した。特に、彼らは、透明性とディスクロージャーの重要性に留意し、多国間及び地域的サーベイランスにおいて金融の安定により注意を払うことを奨励した。

4. 大臣及び総裁は、危機の予防及び危機管理を改善することに彼らが引き続き関心を持っていることを表明した。彼らは、IMF がその双方において中心的役割を果たし続けるべきであるということに合意した。彼らは、モラル・ハザードのリスクを抑制することを促すため、危機の管理及び解決において、民間部門をより密接かつ迅速に関与させる革新的なアプローチを見出すことの緊急性を強調した。加えて、彼らは、国際通貨システムを強化するための行動について、他の国々の代表と引き続き対話を行うことを歓迎した。

5. 大臣及び総裁は、資本自由化に向けた進展の重要性及び金融システムの強化がそのためになしうる貢献に留意した。彼らは、資本自由化は IMF の権能の範囲内とされるべきであり、それに応じて IMF 協定が改正されるべきで

あるとの彼らの見解を繰り返し強調した。

7. 第 37 回 OECD 閣僚理事会コミュニケ（仮訳）

1998 年 4 月 28 日

1. OECD 閣僚理事会は、1998 年 4 月 27 日から 28 日まで、ポルトガルのジャイメ・ガマ外務大臣及びアントニオ・ソウザ・フランコ大蔵大臣の議長の下、ハンガリー及び韓国の副議長が補佐を務めて開催された。会合に先立ち、議長は OECD 経済産業諮問委員会（BIAC）及び労働組合諮問委員会（TUAC）との協議を行った。両機関は、閣僚の検討のために声明を提出した。閣僚は、各国国民の強い願望——健全なマクロ経済政策及び構造改革による経済成長及び雇用の促進、環境、社会及び経済政策のより良い統合並びに多角的体制の強化——に応え、これにより持続可能な発展及び永続的な生活水準の向上を確保するにあたって直面するグローバル化する経済の主要政策課題について議論した。閣僚はまた、アジアの金融及び経済情勢のグローバルな影響についても焦点を当てた。これらを踏まえ、閣僚は、OECD の役割、その成果及び将来の作業について議論した。

経済成長、アジア危機のグローバルな影響及び多角的体制

2. 閣僚は、アジアの金融危機が、世界経済における各国間の増大する相互依存とともに、良好に機能する市場、効率的な経済並びに国際的な協力及び連帯の支援メカニズムを持つことの重要性をきわだたせたことに留意した。閣僚は、良い統治及び効果的な構造政策——金融システム、規制制度改革、コーポレート・ガバナンス並びに労働及び生産物市場に関するもの——が、健全かつ透明な財政及びインフレの抑制を基礎とする安定的なマクロ経済政策とともに、良好な経済パフォーマンス、雇用、社会的一体性及び世界経済の円滑な機能にとって極めて重要であることを、最近の出来事が確証したと確信する。閣僚は、回復のために必要なマクロ経済及び構造改革の早急な実施を通じてアジアにおける金融の安定及び経済成長へ迅速に復帰することの重要性を強調した。閣僚は、OECD 諸国が、成長と内需を維持し、市場を更に開放し、かつ、投資環境を改善する政策によってこの回復に貢献することを求めた。この観点から、日本における内需主導の成長は意義ある貢献を行うであろう。
3. 閣僚は、アジア諸国により実施されている改革を歓迎し、これら諸国の長期的な成長可能性を認識したが、危機の影響を受けた国々が IMF、世銀及びその他の関係国際機関と合意した改革勧告を完全にかつ迅速に実施することを強く促した。アジアの事態は、国際的な通貨及び金融協力並びにグローバルな性格を有する危機を予防し、管理し、克服に貢献するに当たって、我々が協調して共に活動する利点の重要性を強調した。
4. 閣僚はまた、来る WTO 閣僚会議を念頭におき、アジアにおける現下の金融及び経済情勢の貿易及び投資に与える影響が多角的体制にとっての課題を提示していることに留意した。全ての国は、アジア地域の経済的安定と発展に実質的な利害関係を有している。閣僚は、全ての国が開かれた市場を維持し、保護主義的圧力に抵抗し、現在のレベルの市場アクセスを基礎に将来の広範な自由化に向けてのモメンタムを維持し、規制制度改革及び構造改革に着手し、投資を受け入れる環境を提供することの重要性につき合意した。閣僚は、影響を受けたアジア諸国のために、金融危機の経済的及び社会的影響への対処の支援を目的とした安定的な貿易金融手段及び適切な場合には、開発援助の供与の重要性を確認した。
5. 閣僚は、OECD が政策対話及びその専門知識を有する分野での協力を通じて、アジアの金融危機を可能な限り早期に克服するための、国際金融機関に主導される国際的努力に貢献するとのコミットメントを再確認した。閣僚は、加盟国における健全なマクロ経済政策及び構造政策の環境づくりに貢献する OECD のピア・レビュー制度の重要な役割を強調した。閣僚は、現在進められているアジア及びその他の地域の新興及び移行経済との協力を補完するため、非加盟国経済の金融不安定に由来する構造的問題に対処する OECD の特別プログラムの設置を承認した。この関連で、閣僚は、多くの非 OECD 諸国側による、断続的自由化、構造改革、良い統治及び良好な投資環境維持の方針に対するコミットメントを歓迎したが、これらはそれら諸国の良好な経済パフォーマンス及び強化された多角的体制の双方に貢献する。
6. 閣僚は、アジアの金融危機の影響にもかかわらず、殆どの OECD 諸国における基礎的な経済状況は、ほぼ全ての諸国で持続的な生産の伸びと低いインフレーションが想定され、概して良好であることに留意した。大陸ヨーロッパにおけるある程度の成長の強化、韓国における顕著な弱さ及び日本における景気刺激パッケージによる成長回復の見通しを含め、地域により見通しは大きく異なるものの、OECD 諸国の 1998 年から 99 年の経済成長は平均約 2.5%と予想されている。しかしながら、失業は、OECD 地域全体で 7%超、約 35 百万人のままであり、欧州では約 10%にとどまることが予測されている。
7. この文脈において、閣僚は、OECD 諸国が直面する最近の政策の展開及び課題について議論した。閣僚は、力強

い持続可能な成長を達成する政策を追求するとのコミットメントを確認するとともに、健全な財政及び効果的なインフレ抑制に焦点を当てたマクロ経済政策の必要性を再確認した。閣僚はまた、債務水準を引き下げ、人口高齢化の課題に対応するために、中期的には殆どの OECD 諸国において財政再建が必要であることに合意した。租税負担が高く、依然赤字削減のための措置が必要とされている場合には、税制改革も果たすべき役割を有し得るが、主要な努力は支出の抑制を含むべきである。しかしながら、短期的には景気循環の局面における相違が、異なる政策設定を要請し得る。

特に、

- 米国では、過去数十年で初めて一般政府財政黒字が達成された。同国における政策の枠組みは引き続き、持続可能な成長と、国民貯蓄の増大に向けられるべきである。同時に、逼迫した労働市場を考慮すれば、いかなるあり得べきインフレ圧力の再燃も注意深く監視されなければならない。

- EU に関しては、閣僚は、EU 諸国経済の財政赤字とインフレ率の収斂を、広い基盤を持つ欧州経済通貨統合(EMU)を誕生させるものとして歓迎した。安定的な枠組みの中での、健全で信頼できるマクロ経済政策の継続的な追求は、構造改革の追求とあいまって、EU 全域にわたる雇用創出及び持続可能なインフレなき成長にとって決定的に重要である。しかしながら、EMU 参加国の景気回復がますます内需の持続的な成長に基づくことが重要である。

- 閣僚は、日本政府が 4 月 24 日発表した、内需主導による成長を達成することを目的とする大規模な政策措置を歓迎した。閣僚は、パッケージに含まれる措置を迅速に実施するとの日本政府の意思に留意した。閣僚は金融システムの強化と構造改革の一層の進展が、内需主導による持続的成長のための健全な基盤を確立するために資するであろうということに留意した。より長期にわたっては、急速に高齢化する社会において財政再建が引き続き重要な目標である。

- 閣僚は、改革プログラムの実施を通じて経済困難を克服せんとする韓国の努力を歓迎した。金融改革、より良いコーポレート・ガバナンス、より自由かつ無差別な貿易及び投資政策による競争の拡大を含む改革パッケージを引き続き精力的に追求することが、継続する高い貯蓄率及び教育された労働力に支えられて、経済見通しを回復し、経済を中期的な高成長軌道に戻すために必要である。

8. 閣僚は、グローバル化しつつある世界経済における貿易及び投資の自由化に関して、そうした自由化の影響に関する国民の関心に鑑み、開かれた、かつ、情報を良く提供された上での公の討論を行うことの重要性を認識した。閣僚は、OECD の研究「開放された市場の重要性：貿易・投資自由化の恩恵」を歓迎した。当該研究は、効率、技術革新及び消費者の選択を促進し、より質の高いモノとサービスを生み、所得を引き上げ、さらに経済成長及びネットの雇用創出を持続させるために、すべての国が継続する自由化を通じて得られる実質的な恩恵について概括している。閣僚は、自由化は、生活水準の息の長い改善を目指す一連の一貫した政策としてとるべきもののうち、特に重要な構成要素の一つであることに留意した。同時に、自由化がもたらす恩恵ができる限り広く共有されること、及び、特に構造調整により最も影響を受ける者を支援するための政策が導入されることを確保する必要がある。閣僚は、多角的体制に対する公衆の支持を築く必要性に留意し、可能な限り最大限の透明性を確保する重要性につき合意した。

9. 閣僚は、本コミュニケに別添される、多数国間投資協定(MAI)に関する声明に合意した。

10. 閣僚は、グローバリゼーションが、OECD 加盟国及び非加盟国の双方において経済成長を高め、福祉を改善する大きな機会を提供するものと確信する。閣僚は、これらの恩恵が、最も弱い立場の人々にとって必要であること並びに人々が長期失業及び社会的疎外に陥ることを防止する必要性を考慮しつつ、政府、企業及び市民が成功裡に調整し、革新することを慫慂し支援するような構造改革が採用された場合にのみ、十分に実現され、かつ、広く共有されることを認識した。閣僚は、このための政策を持続可能な開発を促進するに際して経済面、社会面及び環境面における諸目的を統合する必要性を考慮しつつ追求することに合意した。

11. 以上の文脈において、閣僚は、健全なマクロ経済条件及び金融システム、労働・生産物市場及び税制・福祉制度の双方における包括的な改革、公共部門及び民間部門の双方にとっての生涯学習のための戦略、人口高齢化の社会面、財政面及び金融面にわたる影響への適切な対応、より良いコーポレート・ガバナンス及び規制慣行、電子商取引を含む新たな技術の効果的な開発及び利用、貿易及び投資の自由化の十分な恩恵、並びに、持続可能な開発を確保するために行動が必要とされることに合意した。閣僚は、OECD に対し、各国がグローバリゼーションの機会を最大限に利用し、その課題に対処することを可能とする方途を示すことによって、この野心的なアジェンダに貢献することを要請した。

構造改革と調整の促進

雇用戦略の実施

12. 閣僚は、高くかつ継続する失業を減らすことは、多くの国にとって、特にヨーロッパにおいては、依然として最優先課題であることに合意した。閣僚は、多くの OECD 諸国経済において、高齢労働者の間で減少しつつある雇用可能性とともに、長期の高い失業及び若年層の失業の継続を特に懸念している。OECD 諸国においては、依然として循環的失業が高い場合もあるが、失業は、現在、概ね構造的であるとの証左がある。OECD 雇用戦略は、包括的に実施され、かつ、各国における個別の条件に合わせたものとなる場合には、雇用を促進し、各国の労働市場問題に対応する一つの有効な手段であるとの多くの証左も存在する。したがって、閣僚は、当該戦略の完全な実施の重要性を強調した。閣僚は、必要な改革の実施を支援するため、1999 年にこの分野の進展に関する包括的なレビューを要請した。閣僚はまた、多くの国において失業の地域的格差が増大し、また、所得格差が拡大していること、及び、これらの問題に対処することが重要であることに留意した。閣僚は、OECD 諸国の労働大臣が 1997 年 10 月の会合で勧告を行った、若年層の失業に焦点を当てた、OECD による具体的なイニシアティブを歓迎した。
13. 閣僚は、2 月の OECD 産業大臣会合で議論されたとおり、企業家精神を涵養し、中小企業の創造及び成長のための条件を改善することが、地域的経済格差の減少とともに、より良好な経済パフォーマンスと雇用見通しの改善を達成するために重要であることに合意した。閣僚は、特に、資本市場、税制、行政及び規制上の条件、インフラストラクチャー及び労働・生産物市場環境が適切な環境を提供することを確保することによって、企業家活動のための条件を改善することを目指す。閣僚は、急速な成長に留意し、サービス、サービスと産業との連関及びサービスの競争力に対する影響の重要性が増大しつつあることを強調した。
14. 閣僚はまた、生産性の向上及びそれによる経済成長をもたらす上で技術の果たす重要な役割を認識した。技術変化は、ある種の雇用への需要を減少させ、他の種の雇用への需要を増大させるといった、労働需要のパターンのシフトにつながる。したがって、政策は、技術革新とその普及を促進するだけでなく、企業と個人がともに技術の変化に適応する能力を促し、それによって、生産性改善の恩恵を十分に獲得し、かつ、雇用に対するプラスの影響を生み出すことに向けられるべきである。
15. 技術による機会を十分に利用するためには、適切に熟練した労働力が必要である。閣僚は、人々が将来の雇用のために、適切に技術を身につけ、又は再びこれを身につけることを確保するために、あらゆる人々にとっての生涯学習とともに、効果的な教育・訓練制度の重要性について合意した。教育と訓練プログラムの機会を十分に活用することができないおそれのある、社会における最も弱い立場の人々を効率的に支援するために、特別な配慮が払われるべきである。

高齢化及び社会政策に対する改善戦略

16. 閣僚は、ほとんどの OECD 諸国における人口構成及び労働市場の傾向によって、特に 2010 年以降、就業人口に比較して、就業していない人口の方が増えることが見込まれることを認識しつつ、政策立案者の主要な優先的課題である人口高齢化の課題について議論した。閣僚は、社会政策、経済政策、及び金融政策の多くの分野における相互に関連した改革のための、特に、医療及び年金制度のための原則を提案する報告書「高齢化社会における繁栄の維持」を歓迎した。社会は、人々が年齢を経るに従って活動的な生活をおくるための支援を提供し、「活力ある高齢化」に資する環境を醸成しなければならない。閣僚は、各国が戦略を策定するにあたって、これらの原則を考慮にいれ、OECD を通じて進捗状況をモニターすることに合意した。
17. 社会政策の改革は、より一般的に大部分の OECD 諸国の主要な課題となっている。「世界福祉構想」は、各国の経験を有益に共有することに寄与している。社会政策は、費用の点からより効果的なものとし、あらゆる人々の、特に最も弱い立場の人々のニーズにより良く対応するために、労働市場への統合を強調し、さらにそれによって、社会的一体性を強め、貧困の克服に貢献するべきである。閣僚は、これらの目的を達成するために OECD が最も貢献できる方法に関して、6 月に開催される OECD 社会政策大臣会合の勧告に期待する。

統治と規制に係る課題

18. 閣僚は、コーポレート・ガバナンスに関する OECD の分析作業を歓迎した。閣僚は、OECD に対し、各国における商慣行に影響を与える要素を考慮に入れつつ、各国政府、その他の関連する国際機関及び民間部門と共に、この分野における一連の行動の基準及び指針を策定し、これらについて 1999 年の閣僚理事会までに報告することを要請した。
19. 閣僚はまた、公的部門管理の質が効果的な政府に不可欠であることに留意し、この分野における比較分析を奨励した。閣僚は、「加盟国の公共サービスにおける行動倫理の改善に係る OECD 勧告」が最近承認されたとを歓迎

し、2000 年に本件についての報告を受けることを求めた。

20．閣僚はまた、経済成長及び経済の効率性並びに経済の適応能力を増大させるにあたっての規制制度改革の重要性を改めて強調した。まず、オランダ、米国、日本及びメキシコを対象とした国別レビュー・プロセスの開始は、この点に関する加盟国の努力に資するであろう。閣僚は、これらの国別レビューに関するとりまとめ報告を 1999 年に受けることを期待する。閣僚は、1999 年以降に更なる加盟国のレビューを行い、このプロセスを推進することを希望する。

電子化された世界

21．電子化された世界は、労働及び雇用の組織、商取引の実行手段、政府及び民間部門の運営を含め、生活の多くの側面に対して潜在的に広範な意味合いを有している。それはまた、中小企業も含め、新たなビジネスの課題及び機会を提供する。閣僚は、この技術がその潜在力を発揮することを助けるため、電子商取引に関する貿易的側面について、WTO における合意に向けて作業を行うとの意図を表明した。閣僚は、OECD がこれらの新たな技術の経済的、社会的意味合いを検討し、また、貿易政策、租税、電子認証、消費者保護、プライバシー及び安全性といった特定の分野に貢献する適切な機関であることを認識しつつ、電子商取引に関する OECD の作業を歓迎した。閣僚は、10 月にオタワで開催される電子商取引に関する閣僚会合に期待する。同会合は、グローバルな電子商取引の潜在力を実現するとの目標を持って、民間部門及びその他の国際機関と協議しつつ、公共政策及び自主規制的な行動のための一貫した「行動計画」を策定することを目指すであろう。

22．2000 年の接近とともに、閣僚は、いわゆる「ミレニアム・バグ（2000 年問題）」による重大な混乱の可能性を回避するために、コンピュータ・システムを早急に適応させることの重要性について合意した。閣僚は、この問題に取り組む意図を表明し、政府間の情報交換、及びこの問題が時宜に適った、包括的な方法で解決されることを確保するために、適切な場合には、民間部門とともに作業を行う必要性を認識した。閣僚はまた、OECD に対し、2000 年問題及びその経済に与える潜在的な影響についてのグローバルな意識を高めること、及び電子商取引に関するオタワ閣僚会合に報告することを要請した。

多角的体制の強化

23．閣僚は、多角的貿易体制の 50 周年記念会合とともに開催される次回 WTO 閣僚会議を視野に入れつつ、多角的体制への強固なコミットメントを再認識した。閣僚は、開かれた市場の維持及び自由化のモメンタムの持続を最重視した。閣僚は、ウルグアイ・ラウンド諸協定の完全なかつ時宜に適った実施を確保し、WTO ルールに厳格に従い、また、新たな分野を含む広範な貿易自由化のプロセスを追求するとの決意を強調した。この趣旨に沿い、閣僚は、ウルグアイ・ラウンドの終了時に合意されたビルトイン・アジェンダ及びシンガポールにおいて合意された WTO の作業計画に基づく WTO における積極的な努力を慫慂した。閣僚は、更なる自由化及びルール策定の可能な範囲及び方法の探求が開始されたことを歓迎し、国際的なコンセンサスに向けて前進することの重要性を強調した。この文脈において、閣僚は、鉱工業品について残存している貿易障壁に対処することにより既存の WTO のマンデートを補完すること及び情報技術分野における更なる自由化に対する支持を表明した。閣僚は、多角的体制及び WTO の将来の交渉に向けての準備を支持する上で OECD の果たす重要な役割を再確認した。閣僚は、開発途上国及び移行経済国の多角的体制への更なる統合は、依然として優先的な課題であること、また、これらの諸国の要請に引き続き対応し得ることが重要であることを認識した。この文脈において、後発開発途上国のための機会を拡大すること、及び、これらの機会から恩恵を得るために必要とされる能力の構築を支援することに対して特別の注意が払われるべきである。閣僚はまた、WTO への加盟申請国の、WTO ルールの一体性を保ちつつ商業的に意味のある条件での早期加盟を支持した。

24．閣僚は、本年 3 月の OECD 農業大臣会合が、ウルグアイ・ラウンド農業協定第 20 条の条件及び同条に含まれる全ての要素に従い、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期的目標に向けた進行中の過程を継続するため、更なる貿易交渉が行われることとなっていることを再確認したことに留意した。閣僚はまた、同農業大臣会合が農業改革の全ての側面を含んだ一連の共通の目標及び政策原則を採択したこと、及び、農業食糧政策が、これらの共通の目標間に内在する相互補完関係を強化し、農業が、透明で、対象が絞られ、かつ効率的な方法により、その多面的性格を発揮できるようにすることを目指すべき旨強調したこと、さらに、共通の目標を追求していく上での課題は、食品安全性、食糧安全保障、環境保護及び農村地域の存続に関して高まっている関心に、便益を最大化し、最も費用効率的な、そして生産及び貿易への歪曲を回避する

方法で対応することを確保し得るような、よく練られた一連の政策手段及びアプローチを用いることであることに合意したことに留意した。

25. 閣僚はまた、国際的に認知されたコア労働基準の遵守及びILO宣言及びフォローアップの仕組みに関して合意に達するという目標に対する支持を新たに示した。閣僚は、当該プロセスにおける社会的パートナーの有する重要な役割に留意した。閣僚はまた、保護主義的な目的で労働基準を使用することを拒絶した。

26. 閣僚は、「OECD 多国籍企業ガイドライン」へのコミットメント及びその重要性和効率性を確保するために時宜に適った改訂作業を継続するとのコミットメントを再認識した。

27. 閣僚は、国際的な造船市場における正常な競争条件の実現のために、また、その他の国がOECD造船協定の締約国となることを慫慂するために当該協定の全ての署名国に対し早期批准を強く促した。閣僚は、当該協定施行の当初の目標期日が1996年1月であったことに留意しつつ、すべての参加国に可及的速やかに当該協定を批准することを要請した。

28. 閣僚は、輸出信用ガイドラインが20周年を迎えたことを満足をもって留意した。輸出信用ガイドラインは輸出信用に関してルールに基づいた規律を達成する上で極めて効果的な手段であることが明らかになった。閣僚は、1997年ガイドラインの採択後に公的輸出信用に係るプレミアム分野でとられている積極的な努力を歓迎した。しかしながら、閣僚は、農産物の輸出信用に関わる了解が締結されていないことを遺憾としたが、本件についての議論を継続するための適切なフォーラムが輸出信用ガイドラインの参加国会合により与えられるものと引き続き確信する。閣僚は、ウルグアイ・ラウンド農業協定においてこの問題が未解決であることに留意し、参加国に対してできる限り早期に合意に達し、かつ、1999年の閣僚理事会に本件につき報告することを強く促した。

29. 閣僚は、1997年12月の「外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の署名及びその後に参加国によりとられた立法措置を歓迎した。閣僚は、当該条約を1998年12月31日までに発効させられるように迅速な批准及び実施に対するコミットメントを強調した。閣僚は全ての参加国が賄賂の税制上の控除を廃止することの重要性を強調した。最後に、閣僚は、当該条約の実施及び外国の政党に関連した贈賄行為、外国公務員になると期待される者に対して約束または供与された利益、資金洗浄に関する法制における前提犯罪としての外国公務員に対する贈賄、贈賄取引における海外子会社及びオフショア・センターの役割といった諸問題に関する計画された作業における進捗状況について1999年に報告することを求めた。

30. 閣僚は、金融活動作業部会（FATF）閣僚会合がその作業を更なる5年間延長するとした決定及び同作業部会が採択した新たな戦略を歓迎した。閣僚はまた、メンバーの適切な拡大に基づく世界的な反資金洗浄ネットワークの設立を促進するとの同作業部会の決定に留意した。

31. 閣僚（注）は、「有害な租税競争：新たなグローバルな問題」報告書を歓迎し、これが有害な租税慣行の抑止に向けての一步を踏み出したことを示すものであることを認識した。閣僚は、国家、二国間及び多数国間のレベルでこの分野における努力を更に強化することへのコミットメントを強調した。閣僚は、「有害な優遇税制に関するガイドライン」の策定、タックス・ヘイブンのリストの作成へのコミットメント及び「有害な租税慣行に関するフォーラム」の創設を歓迎した。閣僚は、当該報告書に示されている勧告の実施における進捗状況についての定期的な報告を受けることを期待する。

（注）ルクセンブルク及びスイスは、（報告書の付表2に述べられている理由により）本報告書の承認及び勧告の採択に関して理事会で棄権し、当該報告書の本文及びその諸勧告に拘束されず、従って、両国はパラグラフに関連付けられない。

32. 閣僚は、実体経済活動を含め、有害な租税競争が投資及び財務上の決定に及ぼす歪曲効果への対抗措置を策定するという、1996年の閣僚理事会により与えられたマンデートを十分に実行するため、OECDに対し、更なる作業を追求し、当該作業の範囲を広げ、この作業に非加盟国を連携させるよう慫慂した。

33. 閣僚はまた、3月に合意された「ハード・コア」カルテルへの対抗措置に関するOECD勧告を歓迎した。閣僚は、加盟国に対し、そのようなカルテルの活動は、世界中の消費者及び企業に有害な影響を及ぼすものとして停止及び抑止するとともに、このための努力に際して協調することを要請した。閣僚は、非加盟国に対し、当該勧告に賛同することを求めた。

OECDの現在と将来の課題

34. 閣僚は、昨年、OECDの非加盟国との協力関係の一貫性和効率性を改善する諸措置が実施されたことを満足をもつ

て留意した。閣僚は、OECD がこのような関係を新興及び移行経済諸国の双方と、相互利益を基礎として、柔軟で、開放的だが差別化された方法で引き続き強化していくことを強く促した。現在進められている相互に有益な対話は、OECD の主要な活動及びこれら経済を国際経済システムに成功裡に統合するために特に重要な課題に、ますます焦点を当てるべきである。閣僚は、OECD の活動に参加することへの非加盟国の関心が高まっていることを歓迎した。

35. 閣僚は、OECD が、同じ価値観を共有する国の加盟に対し、一方で精選されたものであり、また高い加盟基準を有してきた伝統及び OECD の効率性と加盟国にとっての有用性は維持しつつ、相互利益を基礎とした開かれた機構であり続けなければならないことを改めて表明した。閣僚は同時に、ロシア政府が市場指向の改革に引き続きコミットしていることを歓迎した。閣僚は、ロシアが実効的な民主的体制の枠組みの中で本格的な市場経済を確立すること、並びに、両者にとっての究極的な目標である、ロシアの OECD 加盟のための条件を満たし、かつ、維持するための一助となることを目的とする協力活動に、ロシア連邦が一層参加することを求めた。閣僚は、いくつかの新興及び移行経済諸国が OECD 加盟に引き続き関心を有していることを歓迎した。閣僚は、スロヴァキア共和国の加盟審査は、同国が、共通の価値観を共有し OECD 加盟国としての全ての責任を果たす用意がありかつ可能となり次第完了されるべきであることに合意した。
36. 閣僚は、開発途上国が開発のための自らの能力を構築することを支援する OECD パートナリシップ戦略の実施が着実に進展していることを歓迎した。パートナー諸国との対話及び共同レビューは、これら諸国のローカル・オーナーシップを強化し援助依存性を減じていくための具体的な変化を指向している。この戦略的アジェンダは、経済福祉、社会的開発、環境の持続可能性及び良い統治に関する進捗を示す合意された指標、並びに、貧困削減に向けた戦略との課題に関する作業を含んでいる。その成功のためには、特に、開発途上国が持続可能な開発を確実にし、必要な資金を集め、世界経済に成功裡に統合されることを支援する一層一貫性のある政策が基礎となる。閣僚は、事務局に対し 1999 年の閣僚理事会に、貿易と投資及び開発との間の関係、並びに、より一貫性のある政策を促進する上で OECD が果たし得る役割に関する報告書を提出することを要請した。同時に、閣僚は、開発途上国の成長とパートナーシップ戦略の目標達成に向けた展望の最大化を助ける手段として、特に最貧国のための、実質的な水準の政府開発援助の重要性を認識した。閣僚は、1999 年に予定されている開発パートナーシップ戦略の実施に関する全般的なレビューに期待する。閣僚は、開発途上国において、過度の軍事支出を含め、非生産的な支出を防止するために現在行われている作業を歓迎し、この目的で OECD 加盟国の政策の一貫性及びプログラムの改善の重要性を認識した。閣僚は、1999 年に案文が提示される、LDC 向け政府開発援助のアンタイド化に関する勧告について作業を行うマンデートが合意されたことを歓迎した。閣僚はまた、新しい「開発協力におけるジェンダー平等・女性の地位強化ガイドライン」を歓迎した。
37. 閣僚は、持続可能な開発の達成が OECD 諸国にとっての重要な優先課題であることに合意した。閣僚は、気候変動、技術開発、持続可能性指標及び補助金が環境に与える影響の分野において今後 3 年間の広範な努力に関する OECD の戦略の策定を慫慂した。閣僚は、OECD 環境大臣が 4 月の会合において、「行動のための共通目標」を採択したことを歓迎した。閣僚は、全ての OECD 加盟国が、明確な目標、効果的な規制及び経済的措置等を含む国家戦略の実施、並びに、国際協力を通じて、気候変動に対処するにあたり、多様な責任に基づき、各々の役割を果たす必要があることを認識した。この関連で、OECD の分析は、加盟国が、京都議定書の目標を達成する最も効果的かつ効果的方法を見出すことを助ける上で極めて重要である。閣僚は、OECD に対し、これらの分野において、非加盟国との対話を促進し、持続可能な開発を実施するための共通の分析及び戦略の策定等を通じ、非加盟国をより積極的に関与させるよう要請した。閣僚は更に、「共通目標」の一部として、環境大臣が持続可能な成長を実施するに当たっての強力な環境政策の決定的な重要性を強調したことに留意した。閣僚は、「持続可能」という言葉を、経済とともに、社会的及び環境的考慮を含めて解釈することに合意した。OECD は、この分野におけるその分野横断的な専門知識を活用し、将来の福祉を拡大する経済、環境及び社会政策の統合を追求するために適した場である。この関連で、閣僚は、環境的考慮が多角的体制へ効果的に統合されることを推進することの重要性を強調した。
38. 閣僚は、OECD 改革における事務総長の成果を歓迎し、現在進められている委員会及び事務局の組織改革並びに意思決定過程に関する作業の重要性を強調した。閣僚は、OECD を一新し、合理化し、焦点を絞り直す継続的な努力が、急速な変化の時代における加盟国のための資産としての OECD の価値を一層高めることになることを確信する。閣

僚は、OECD をできるだけ早期に安定的かつ予見可能な財政環境に戻すことの重要性を認めた。閣僚は、事務総長とともに作業をしていく上で加盟国自身が果たさなければならない役割の重要性を認識し、OECD の作業を優先順位付ける新たな努力を求めた。閣僚は、グローバル化する世界における複雑な問題に対処する諸国を支援する上で、OECD の作業の分野横断的かつ前向きな性格が重要であることを強調した。閣僚は、OECD の積極的な成果に留意し、加盟国の变化する要請に引き続き対応していくことを慫慂した。閣僚は、OECD に対する強力な支持を再確認し、明日の世界経済におけるその役割の強化へ向けて作業することにコミットした。

8.7 か国蔵相結論文書（仮訳）

1998 年 5 月 8 日

1. 7 か国の蔵相及び欧州委員会の代表は、5 月 15～17 日のバーミンガム・サミットの準備の一環として、5 月 8 日にロンドンで会合した。我々は、以下に述べられている幾つかの事項について結論に達した。我々は、また、我々の議論を首脳に来週のサミットのため報告する。IMF カムドゥシュ専務理事及び世銀ウォルフエンソン総裁もアジア危機の教訓及び世界の金融システム強化のための方策についての議論に参加した。

世銀経済

2. 我々は、世界経済の最近の動向をレビューした。我々は、ヨーロッパでの経済通貨統合に関する歴史的な決定を歓迎した。我々は、国際通貨システムの安定に貢献する EMU の成功を期待する。我々は、内需主導の成長の達成を目的として 4 月に日本政府が発表した大規模な政策措置について議論し、これを歓迎した。日本はこれらの措置を早急に実施する意思を表明し、金融システムの一層の強化の重要性を強調した。我々は、また、米国経済が持続可能な軌道に止まるためには警戒が必要であることに留意した。

国際金融システムの強化

3. グローバル化は世界中の人々に明らかな利益をもたらしたものの、ある種のリスクももたらした。これまでのサミットではこれらのリスクを減少し国際金融システムを強化するための手段につき合意されてきた。しかしながら、グローバル化の進展の継続とアジアにおける最近の出来事は、国内及び国際金融システム、並びに民間セクターの投資家の融資態度における幾つもの弱点及び脆弱性を明らかにした。我々は、このような危機が将来に起きる可能性を減少させ、危機が発生した場合にそれを抑制し対応するための手法を改善するため、国際金融システムを更に強化するために、行動することが必要である。

4. 我々は国際金融システムの構造の改革につき合意が得られつつある点につき、提案を作り上げた。議論された事項の中には更なる作業を必要とする重要な点がある。我々の国同士で、あるいは新興市場国や民間セクターとの間で、今後数か月議論が続けられる。現在のところ、健全な経済政策の重要性を再度述べた上で、我々は 5 つの分野における行動の必要性を認めた。

一透明性及びデータ公表の強化

一世界経済への統合及び自由な国際資本フローへの各国の対応の支援

一国内金融システムの強化

一民間セクターが自らの融資判断の責任を取ることの確保

一国際金融機関の役割並びに各機関及び国際規制機関との協力の更なる強化。我々は、機構改革の選択肢を含めて一層協力するための手法を検討するとともに、関係機関にこのための提案を策定するよう要請する。

5. 我々はこれらの各分野においてどう作業を進めていくかについて概要を示すとともに、更なる作業の対象となる幾つかの分野を示した首脳への独立した報告の中で、我々の提案を提示した。

金融市場の安定：世界的な金融機関の監督

6. リヨン及びデンバー・サミット以来、国際金融システムを強化するための作業が進行している。アジアにおける最近の出来事及び金融セクターの急激な統合及びグローバル化は、再度国際的に活動する金融機関の監督当局間の協力を速やかに改善する必要性を強調した。我々はこの分野における国際規制機関の作業を歓迎するとともに、考案した構想の実施に向けて速やかに行動するよう促した。本日、我々は独立した報告中の重要な結論に合意した。我々は、全ての国が目指すべき基準として我々が世界中に広めることとなる情報交換に関する 10 の主要な原則を推奨する。我々 7 か国は、民間セクターが、規制の負担を減らしつつ世界的な金融機関の監督を強化する国

際的な基準を開発するという貢献を継続することも期待する。2000 年問題については、我々はバーゼル銀行監督委員会、国際証券監督者機構（IOSCO）、国際保険監督者連盟（IAIS）及び支払決済システム委員会（CPSS）及び彼らにより新たに設けられた共同 2000 年評議会が、金融分野の企業が既に行った作業を監視し、必要な作業を行うことを奨励するために彼らができる全てのことを行うよう呼びかける。

金融犯罪

7. 金融犯罪との闘いは、我々の時代の主要な課題の一つである。我々は、金融サービス及び犯罪がますますグローバル化するにつれて、この課題は全ての主要金融センターがともに働くことによってのみ解決できることを強調する。国際的なレベルでの金融規制当局及び法執行当局間の効果的な協力はこのための必須の要素である。我々の国の間でこの協力がどのように改善できるかについて、我々7 か国の専門家会合がデンバー・サミットで設立された。我々は現在、以下のことに合意する。

—金融規制当局及び法執行当局間の情報交換に関する我々の法律及び手続をキー・エレメンツの共同のリストに照らしてレビューする。

—10 月までに、根本的な国内及び国際的な法原則と整合的に我々の制度を改善するために、どのような改変が望ましいかを明らかにし、それらの措置をできるだけ早く実施する。

—協力を改善するための幾つかの実践的な方策を行う。

—情報交換に関する我々7 か国の手続及び連絡先に関する参照ガイドを我々各国の金融規制当局及び法執行当局に公開するとともに、このガイドが全ての主要金融センター所在国を含むよう拡大する。

8. 我々は、我々7 か国の専門家会合がこれらの全ての分野についての進捗及び更なる提案についての報告をケルン・サミットの準備において提出するよう指示する。

9. 我々は、行動が我々7 か国に留まるべきではないことも認識し、全ての国が効果的な国際的な行政上及び司法上の協力を行うよう要請する。とりわけ、我々は何か所かのオフショア金融センターを含む幾つかの国及び地域が過度の銀行の秘密保持能力を認めること及び幽霊会社が不法な目的のために使われることを許していることを憂慮する。我々は金融活動作業部会（FATF）がこの分野において著しい進展を挙げていることを認識し、FATF がその相互評価プロセスにおいて銀行監督オフショア・グループを支援する努力を支持する。それゆえ、我々は FATF が現在の状況をレビューし、大臣達にケルン・サミットまでにこれらの濫用を是正するために何ができるかにつき勧告を行うことを呼びかける。

金融活動作業部会

10. 我々は、FATF が資金洗浄に対する方策の開発及び促進についてその 89 年の設立以来行ってきた作業を推奨する。その 40 の勧告は引き続き効果的な対策の必須の基準である。しかしながら、資金洗浄との闘いについて相当の進展があったものの、なお多くのことが残されているとの点で、我々は FATF に同意する。我々は、従って、FATF がその任務を更に 5 年延長するとの決定及び採択した新たな戦略を支持する。

11. 我々はこの期間の主要な作業は、地球の全ての大陸及び地域にまたがる世界規模の反資金洗浄ネットワークの構築であるべきであることに同意する。我々は、FATF が、その加盟国を合意された基準を満たした限られた数の国にも拡大し、地域的な反資金洗浄組織の更なる発展を奨励するとの意図を支持する。我々はまた、引き続き FATF が資金洗浄の動向およびそのテクニックを監視し、その勧告が新たな進展に取り残されないことを確保することが必須であると考える。

12. 我々は、FATF がその新たな戦略を可能な限り速やかに実施することを奨励し、全ての国が資金洗浄に対する闘いに参加することを促す。

税の競争

13. 我々は、有害な租税競争に対抗する行動に関する OECD の合意を心から歓迎する。この合意は、有害な租税優遇措置及びタックス・ヘイブンを通じた有害な租税競争を抑制するための協調した国際的行動の強固な基盤となる。我々は、相互補完的に策定された EU ガイドラインに留意する。

14. 我々は、OECD の勧告を強く支持し、有害税制に関する OECD フォーラムの設立を歓迎する。我々は、フォーラムを通じて勧告の効果的な実施を確保するよう行動するとともに、合意された原則及び勧告を世界的に推進するため、OECD 非加盟国との対話の提案を積極的に支持する。

15. 我々は、タックス・ヘイブン及び租税優遇措置を通じた国際的な脱税、租税回避を抑制するため、税務当局に対する情報提供の改善に向けた総合的なプログラムを進めることに特に留意するよう、OECD に強く要請する。これは、OECD 加盟国間において税の情報交換を改善することにより、銀行情報に対する限定的なアクセスに起因する問題に対処し、また、タックス・ヘイブンからの情報提供を改善するために効果的な情報交換取極の交渉を行うという提案を含む。
16. 加えて、我々は、税関連犯罪に効果的に対処するために、反資金洗浄システムの能力を増強する国際的な行動を奨励する。この行動は、反資金洗浄システムを強化するとともに、税情報交換取極の効果を増進するための一貫したプログラムの重要な構成要素となるであろう。この行動は、以下の目標の促進に基づくことになる。
- a 効果的な反資金洗浄システムは、疑わしい犯罪に関連した取引についての報告義務が、そのような取引に税関連犯罪が関与していると思われる場合であっても、引き続き適用されることを確保しなければならない。
- b 税関連犯罪の調査を支援するために、反資金洗浄当局が自国の税務当局に対して情報を提供することは、可能な限り広く許されるべきであり、また、そのような情報は、他国に対しても、その国の税務当局が当該情報の利用を許され得るような方法で、提供されることが望ましい。提供された情報は、反資金洗浄システムの有効性を阻害しないようなやり方で利用されるべきである。
17. 我々は、これらの目標の策定及び実現を、他の OECD 諸国と共に、また、FATF を含むその他の適切な場において追求していく所存である。
18. 我々7 か国は、自国の国際的な責任と影響力の及ぶあらゆる領土、領域において上記の目標を進展させるよう作業することにより、主導的役割を果たしていくことにコミットする。また、我々は、有害な租税競争に関する OECD の今後の作業、及び、税関連犯罪についての関連する作業の進展を注意深く見守っていく。

税関手続

19. リヨンにおいて、我々は、税関手続の標準化と簡素化への取り組みを開始した。我々はデンバー・サミット以降行われてきた輸入手続に使用されるデータの調和及び簡素化作業を歓迎し、税関業務の専門家に対し、年末までに税関業務の遂行を阻害しない範囲で当該データを削減し、最小限化するよう求める。我々は税関業務の専門家に対し、電子的な税関申告の標準化及び輸出入に関連して他の関連省庁で要求されるデータについても検討することを含む作業を完成することを求める。我々7 か国は、互いの経験を踏まえ、可能ならば 2000 年のサミットまでに、合意された輸出入申告データを使用する我々7 か国を含むプロトタイプ又はその他の税関手続を確立するようあらゆる手段を講じる。
20. 我々はまた、法執行当局と国際運送団体との間の協力を強化するために、関税協力理事会 (WCO) の麻薬流入阻止のための税関と貿易業界との協定に関するプログラムについてなされた大きな進展を歓迎する。我々はこの作業が更に進展することを期待する。

高齢化

21. 我々は高齢化のマクロ経済及び金融上の影響についての G10 及び OECD の報告を歓迎した。我々は OECD に個別国の高齢化の問題に焦点を当てた更なる作業を行うことを要請する。我々は OECD が 2000 年のサミットまでに報告を行うことを要請する。

9. G8 外相・蔵相合同会合総括 (仮訳)

1998 年 5 月 9 日

1. 我々 G8 各国外相・蔵相並びに欧州委員会代表は、ロンドンにおいて、5 月 9 日に会合した。我々は、来週の G8 バーミンガム・サミットへの準備を含め、様々な論点につき議論した。IMF 専務理事、世界銀行総裁及び WTO 事務局長が、最近のアジアにおける動きとそのより広範な影響に関する我々の議論に参加した。我々の議論の結果は、この問題を議論する準備のため、バーミンガムにおける元首及び首相の会合に報告される。

開 発

2. 我々は、リヨン及びデンヴァー・サミット並びに 1996 年に採択された OECD の「21 世紀戦略 (新開発戦略)」にて打ち出された開発途上国との真のパートナーシップを実施するための実際的な措置につき議論した。また、我々は、過去 10 年間の画期的な国連諸サミット及び我々の二国間や多国間開発機関との共同の努力を踏まえ、計

測可能な短期及び長期の開発目標に関する成果を達成するための実際的な措置につき議論した。我々は、事務当局のデンヴァー・サミットのフォローアップに関する報告に感謝する。我々は、その進捗を歓迎する。

3. このパートナーシップの目的は、持続可能な開発と貧困の削減に貢献しながら成長を促進することでなければならない。そのためにはすべてのパートナー、政府及び市民社会、並びに民間セクターの行動が必要である。我々は、世界経済に途上国の経済を一層統合するための行動の重要性と民間資本の流れと貿易の流れ並びにそれを引き寄せるために必要な当該国における政策改革の重要な役割を認めた。我々は、また、根深い社会的・経済的問題に取り組もうとしている開発途上国への公的支援の重要性を認識した。

4. 公的支援に関連して、我々は、以下の点を特に強調した。

- 二国間及び多国間のチャンネルを通じ相当量の政府開発援助が、特に最も貧しい開発途上国に、流入することの継続的な必要性。
- このような支援を可能な限り効果的なものとすることの重要性。良い統治、持続可能な開発及び貧困の撲滅に取り組むための効果的な戦略をとっている開発途上国に対し、政府開発援助の割合が増加するべきである。それら諸国への支援はより柔軟で、一層協調したものとなるべきである。我々は、OECD 開発援助委員会、IMF・世銀合同開発委員会及びアフリカ特別支援プログラムにおいて、受け入れ国とのパートナーシップに基づき計画された、開発途上国に対するより柔軟な資金の供与及び技術協力プログラムを促進するよう努めることで一致した。効果的なパートナーシップが存在し目標が共有されている場合には、我々は、健全な開発戦略の中で大胆な改革を実施している国々に対し、可能な限り、また我々のプログラムに整合的な形で財政及び国際収支へのより強力な支援を供与するよう努めるべきである。我々は、また、持続可能な公共支出計画の策定及びその透明かつ責任ある方法による効果的運営のための能力構築支援のために努力する国々への支援に努める。
- 貧困削減並びに初等教育、基礎保健医療、男女平等、水・衛生、食糧安全保障、環境、統治の改善、及び経済成長に関する多国間で受け入れられた目標に照らし、進捗状況を評価することの重要性。我々は、これらの目標に向けた進捗状況に関し、国連、世界銀行及び OECD が定期的報告をするためのイニシアティブをとりつつあることを歓迎した。
- ナポリ・タームの下で既に実施された大規模な債務救済及び HIPC（重債務貧困国）債務救済適格と明確に認められた 6 カ国及び近い将来適格と認められそうなもう 2 カ国について達成された成果。我々は、すべての適格国に対し、それらの国すべてが 2000 年迄にこのプロセスに入れるよう、出来る限り早期にこのプロセスを開始するために必要な政策措置をとるよう奨励する。我々は、自国の輸出信用機関が HIPC 諸国への輸出信用が生産的に用いられることを確保するよう努めるべきことについて意見の一致をみている。

5. 我々は、より多くの開発途上国が外国直接投資を誘引し追加的な国内資源を動員するために必要な改革を実施することの重要性を強調した。このため我々は、以下の点につき一致した。

- 安定的で生産的な民間資金フローを促進するための事業環境形成に努めている国々を、特に教育と訓練、制度づくり、法制度の改善及び社会・経済インフラのその他の側面における改善を通じ支援する。
- 多国間及び二国間の投資保証により革新的な利用を、資本市場の効率改善と矛盾しない形で、促進する。

6. 我々は、国際金融機関に特に以下を行うよう求めた。

- 金融セクターにおける規制の枠組みの開発及び実施を支援する。
- 魅力的な投資環境の諸要素をより効果的に創出する融資プログラムを開発する。
- 短期的な国際収支上又は財政上の困難を招くであろう意欲的な貿易自由化を実施している国々に一時的に資金を供給する。

7. 我々は、地域統合を目指したいと望む開発途上国間において、特に多くの国が小規模で細分化した市場と貧弱な運送施設に苦しめられているアフリカにおける地域統合の価値を強調した。我々は、引き続きこのプロセスを技術協力により支援する用意がある。我々は、また、国際金融機関に対し、地域を基盤とするイニシアティブへのより効果的な支援及び新たな手段の開発を促した。

8. 我々は、後発開発途上国の特別な貿易上の困難を認める。我々は、統合的技術協力プログラムを含む、後発開発途上国に対する WTO 行動計画の効果的な実施の重要性を強調する。我々は、WTO 閣僚会合において進捗状況を常時検討していく。

9. 我々は、また、良い統治と参加型開発の促進、運営規則の作成を含む汚職との闘い、並びに資金洗浄と闘う目的

の地域グループ形成のための、すべての開発途上国による努力、特にアフリカにおいてなされている努力を支持する。

電子商取引

10. 情報と通信の技術は、先進国、新興国、途上国のすべての国に対し、その生活の質と経済的福祉に革命を起こすような機会を提供している。世界の成長と雇用に対する電子商取引の持つ潜在的影響力は大きい。巨大な進展が既になされた。電子市場は世界中の取引者をつなげるものであり、多くの仕事の世界大のインターネットに依存している。我々は、予測可能で安定した環境、及び競争と消費者の選択が経済活動を動かすような継ぎ目のない、分権化された世界市場を確保することにより、未来に最善の機会が提供できるよう、国際機関及び民間セクターと協力する。とりわけ、我々は、WTO、OECD、その他の適当な国際的フォーラム及び民間セクターにおける作業を歓迎し、以下を奨励する。

- 電子的ビジネス行為についての不適當、不要な法的障壁の除去
 - 税制は、技術に対して中立的であるべきこと。税制は、不要な障壁を作ることにより商業機会を妨げるものであってはならず、また、税の回避や脱税の余地を増大させるものであってはならない。OECD を通じた国際協力が不可欠である。
 - 国際機関及び民間セクターが以下の目的のために世界大の国際的な枠組みの発展を加速化させること。すなわち、競争を促進すること、プライバシー、消費者利益、知的所有権を保護すること、インターネット上の契約を容易にする電子認証の使用を含めること、開かれた、かつ国際的に合意される基準の促進を含めること。
 - 電子認証に関する UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の作業及び暗号政策ガイドラインの実施についての OECD の作業の迅速な進展。
 - 政府調達の透明性に関する WTO のワーキング・グループにおける進展と WTO 政府調達協定の改革を推進し、また WTO その他の場における貿易促進のための作業を進めつつ、行政機関がプログラムとサービスを提供するために電子的手段を使用すること。
- 一如何なる提案も实际的であり、市場の需要を考慮に入れたものとなることを確保するため、政府がこうした作業において企業と消費者を関与させること。

11. 我々は、10 月のオタワ OECD 閣僚会合及びその他の国際フォーラムにおける進展に期待する。税制の枠組みが優先事項である。我々は、事務当局が来年報告するよう要請した。

10. G8 バーミンガム・サミットコミュニケ（仮訳）

1998 年 5 月 15 - 17 日

はじめに

1. 我々 8 カ国の主要な民主主義工業国の元首及び首相並びに欧州委員会委員長は、バーミンガムで会合し、我々自身及び他の諸国において人々に影響を与えている問題について議論した。グローバリゼーションがますます高まる世界において、我々は、より一層相互依存的になっている。我々の課題は、グローバリゼーションのプロセスを進めつつ持続させ、あらゆる地域において人々の生活の質が向上するように、より広範にその恩恵が行き渡ることを確保することである。我々はまた、我々の制度及び構造が世界で進行しつつある急速な技術的及び経済的变化に対応するものであることを確保しなければならない。

2. 21 世紀の始まりを控えた世界が直面する主要な課題の中で、このサミットは、以下の 3 点に焦点を当てた。

- 環境を保護し良い統治を促進しつつ、開発途上国がより急速に成長し貧困を削減することを可能にし、新興アジア経済の成長を回復させ、安定した国際経済において物とサービスの貿易及び投資の自由化を維持するような持続可能な経済成長及び開発の世界的な達成、
- すべての人が参加できる我々自身の経済における継続的な成長の達成、雇用の創出及び社会的疎外との闘い、
- 世界のすべての国において、この成長を弱め、法の支配を損ない、個人の生命を害するおそれがある薬物及び国際犯罪との闘い。

それぞれのケースにおける我々の目標は、これらの課題に取り組むための具体的な行動について合意することであった。

世界経済における持続可能な成長の促進

3. 相互依存の世界においては、我々は、すべての国において持続可能な経済成長を達成すべく努力しなければならない。世界的な統合は、我々が従来形作ってきたプロセスであり、かつ、世界中の人々にとって明確な利益を生み出すプロセスである。我々は、5月2日になされた欧州経済通貨統合の創設に関する歴史的決定を歓迎した。我々は、世界経済の健全性に寄与する成功裡の EMU に期待する。健全な財政政策及び構造改革の継続に対する欧州連合諸国のコミットメントは、EMU の長期的成功並びに成長及び雇用に関する見通しの改善にとっての鍵である。
4. 全体として世界の見通しは、依然として良好である。しかしながら、我々が前回会合して以来、この見通しは、アジアにおける金融危機によって一時的に後退している。我々は、この地域の安定と成長を再建するための努力及び国際金融機関の果たす重要な役割に対する我々の力強い支持を確認する。アジアの成功裡の回復は、我々すべてにとって重要な利益をもたらす。したがって、
 - 我々は、影響を受けた諸国において進められている諸改革を強く支持し、これまでに達成された進捗を歓迎する。IMF と合意したプログラムの完全な実施により、安定が回復され得るものと我々は確信する。アジアが過去目覚ましい成長を達成するのに役立った基礎的要素は、依然として有効である。合意された政策の実施は、波及効果を避けるために我々自身及び他の諸国においてとられる措置とあいまって、この地域の確固たる回復及び新たな世界の安定のための基礎をもたらす。
 - 我々は、アジアの出来事の 1 つの重要な教訓は、健全な経済政策、透明性及び良い統治の重要性であると信じる。これらは、金融市場の機能、経済政策決定の質及び健全な政策に対する一般の理解と支持を改善し、これにより信頼を高める。また、危機の解決に当たっては、民間セクターが時宜を得た、適切な役割を果たすことを確保することも重要である。
 - 我々は、この地域の危機が貧困者及び最も脆弱な人々に与える深刻な影響を認識する。経済及び金融改革は、これらの人々をこの危機のもたらす最悪の影響から守るための関係諸国による行動及び政策と調和したものである必要がある。我々は、このため世界銀行、アジア開発銀行の支援及びドナーの二国間支援並びに IMF と合意したプログラムにおいて社会的支出がますます重視されていることを歓迎する。
 - 我々は、今回の困難がこの地域及び我々自身の国の双方において短期的な保護主義的な勢力に弾みを与えかねないことを懸念する。このようなアプローチは、回復の見通しを大きく傷つけるものとなる。我々は、自らの市場を開かれたものとし続ける決意であり、他の諸国に対しても同様のことを要請する。我々は、影響を受けた諸国が投資及び貿易に対してその市場を開放し続けることの重要性を強調する。
5. 来週の GATT 創設 50 周年に関する WTO の祝賀行事に目を向けて、我々は、
 - WTO の多角的枠組みにおける継続的な貿易及び投資の自由化への我々の力強いコミットメントを再確認し、
 - すべての国に対し、市場をより一層開放し、保護主義に抵抗するよう要請し、
 - 確立された WTO の規則及び慣行に従った WTO のメンバーシップの拡大を強く支持し、
 - 他の国際機関においてと同様、WTO において一層の透明性を従来することによって、多角的システムに対する一般の支持を促進することに合意し、
 - 既存の多数国間のコミットメントを履行し、合憲済み課題を推進し、かつ広範な多角的自由化を追求するに当たり新たな分野に取り組むための努力に対する我々の支持を再確認し、
 - 新興経済及び開発途上経済が十分かつ効果的に多角的貿易システムに参画することに対する我々の希望を確認し、これらの諸国において成長をもたらす、貧困を軽減することに役立つよう、かかる参画から早期の目に見える利益が得られることをコミットし、また、以下により後発開発途上国への支援を実施する。
 - その物品に対する追加的な無税のアクセスを、必要な場合には自主的に、提供すること、
 - 原産地規則が透明であることを確保すること、
 - 地域統合を促進する努力を支援すること、
 - その市場が、投資及び資本フローにとってより魅力的かつアクセスしやすいものとなるよう支援すること。
6. 最後の点は、世界が直面する最も困難な課題の 1 つを際立たせている。すなわち、より貧しい途上国、特にアフリカにおいて、その能力を開発し、世界経済により良く統合され、それによってグローバリゼーションのもたら

す機会から利益を得ることを可能にすることである。我々は、アフリカにおける希望と進歩という新たな精神に勇気付けられる。課題は厳しいが、克服できるとの自信が高まりつつある。我々は、OECD の 21 世紀開発戦略に示されているとおり、改革し、発展し、経済的・社会的開発のための国際的に合意された目標を達成するための、これらの諸国の努力を支援する真のかつ効果的なパートナーシップにコミットする。したがって、我々は、いずれの場所においても児童のために少なくとも初等教育を実現し、母子死亡率と世界人口のうちの極貧人口の割合を大幅に減少させるために、これらの諸国と協力しなければならない。

7. 我々は、これらの目標を達成するために、我々がリヨン及びデンヴァーにおいて策定したヴィジョンを完全に履行する意図を有する。したがって、我々は、以下について国際的な努力を共に行うことを誓う。

- これらの諸国が、民主主義と良い統治、より強力な市民社会とより高い透明性を確立し、腐敗に対する行動をとるための努力に対して、例えば、OECD 贈賄防止条約を 1998 年末までに批准するためのあらゆる努力を傾注することによって、効果的な支援を提供すること、
- 実質的な水準の開発援助の重要性を認識すると共に、世界銀行のソフト・ローン部門の迅速かつ適切な増資について交渉すること(IDA12)並びに IMF の拡大構造調整ファシリティー及びアフリカ開発基金のための適切な資金を提供することを含め、我々の責任を履行しつつかつバードン・シェアリングの精神に基づき、改革プログラムを支援するために開発のための資金を動員すること、
- 既存の二国間援助や投資機関による支援が、基本的な社会インフラの開発や貿易及び投資を改善するための措置を含め、健全な改革の支援に焦点を当てるよう努力すること、
- OECD において、1999 年に案文を提案することを目的として、後発開発途上国向け援助のアンタイド化に関する勧告につき作業すること、
- 国際金融機関(IFIs)及びパリ・クラブにおいて合意された重債務貧困国(HIPC)イニシアティブの条件に従った、より多くの国への債務救済の迅速かつ断固たる拡大を支持すること。我々は、既に 6 カ国が HIPC 債務救済の適格性を認められたこと及び更に 2 カ国が近く認められる見込みであるとの進展が達成されたことを歓迎する。我々は、すべての適格な国が、2000 年までにこのプロセスに入ることができるように、可及的速やかにプロセスを開始するために必要な政策措置をとることを慫慂する。我々は、各国が条件を満たす場合に、債務問題からの永続的な脱却を保証するために、必要な場合にはいつでも暫定的救済措置を含め、必要な救済を得ることを確保すべく、国際機関及び他の債権者と協力する。我々は、アフリカ開発銀行が HIPC イニシアティブに対する貢献を行うための資金を確保できるよう、将来の資金調達努力に世界銀行が参加することを期待する。
- 改革を行っている後発開発途上国に対し、援助に関連する二国間債務を免除するか又は同等の措置をとっていない諸国は、これらを実施するよう要請すること、
- 感染症及び寄生虫症に関する相互協力を強化し、これらの分野における世界保健機関の努力を支援すること。我々は、何億人もの人々が経験している苦しみを除去し、マラリアに起因する死亡率を 2010 年までに大幅に減少させるための、新たな「ロールバック・マラリア」イニシアティブを支持する。我々はまた、ワクチン開発、予防プログラム及び適当な治療法を通じ、かつ UNAIDS (国連エイズ共同プログラム) に対する支援を継続することによって、世界的なエイズ禍を減少させるための努力を継続する。我々は、エイズの予防と治療のためのフランスによる「国際治療統一基金構想」の提案及びその他の提案を歓迎すると共に、我々の専門家に対し、それらの実施のフィージビリティを迅速に検討するよう要請する。

8. 我々は、国連事務総長の最近の報告において特記されたとおり、紛争を予防し、緩和するためのアフリカの能力を強化する特別の必要性を認識する。我々は、紛争予防及び平和維持のための訓練を提供するアフリカを本拠とする機関の能力を向上させる方途を探索する。我々はまた、貧しい紛争後の諸国が、自国の政治、経済、社会制度を、民主的な価値と基本的人権の尊重と整合的に再建する場合に、これら諸国の格別の必要に対応するための方途を夏に検討する必要がある。即時の人道援助に加え、

- 我々は、IMF 及び世界銀行によって支援される良い統治及びマクロ経済・構造改革プログラムを支援しつつ、強固な民主的・経済的制度を構築するための技術協力及び金融支援の必要性を認識する。我々は、世界銀行がこれらの分野において二国間及び多数国間援助の調整に力強い役割を果たすことを要請する。
- 我々はまた、適切な場合には HIPC イニシアティブを含め、債務救済メカニズムによって、本質的な復興のため、特に IFIs への支払が延滞している諸国に対して、より多くのかつ早期の資金が利用可能となるための方途を検討

討する必要性に合意する。

9. 持続可能な開発及び世界的な成長を確保するための1つの極めて重要な要素は、効率的なエネルギー市場である。したがって、我々は、4月のモスクワにおけるエネルギー大臣会合の結果を承認する。我々は、G8の枠組みの中で、エネルギー問題に関する協力を継続する。我々は、エネルギー生産地域及び通過地域における健全な基盤の上に立った政治的・経済的安定の重要性を認識する。我々は、信頼性が高く、経済的で、安全かつ環境面で健全なエネルギー供給が、予測される需要の増大を満たすことを確保することを目的として、エネルギー市場の発展を促進することにコミットする。効率性と競争的な環境を促進するための自由化及びリストラは、内外の主体の間のみならず政府と民間セクターの間の衡平な取扱いを確立する観点から、透明かつ無差別の国内法制及び規制の枠組みによって下支えされるべきである。これらは、我々のエネルギー・セクターが必要とする新たな投資を引き付けるために不可欠である。我々はまた、経済的に意味のある国際的なエネルギー輸送網を開発するための国際的な協力の重要性を認識する。我々は、この協力を、二国間で、あるいはエネルギー憲章条約の枠組みと原則に従うものを含め多数国間で追求する。
10. 我々の電力セクターに対する新たな競争的な圧力にかんがみ、我々は、1996年のモスクワ・サミットにおいて行った、原子力発電所の安全な運転と世界中で高い安全基準を達成するとのコミットメントを再確認し、また、原子力安全勘定贈与取極の完全な履行を最大限重視する。我々は、原子力安全作業グループ（NSWG）の既定の任務に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、適切な状況における完全なメンバーシップを最終的な目標として、NSWGの活動におけるロシアの役割を深めることに意見の一致をみた。我々は、国際核融合実験炉（ITER）の試験的プロジェクトに関して成功裡に協力が行われていることを認識し、民生用の核融合の発展のための国際協力を継続することが望ましいと考える。
11. 我々の将来の繁栄に対する環境面での最大の脅威は、引き続き気候変動である。我々は、それに取り組むとの我々の決意を確認し、リーズ城における環境大臣会合の結果を承認する。法的拘束力を有する目標を含む議定書の京都における採択は、温室効果ガスの排出を削減するための我々の努力における歴史的な転換点である。我々は、我々の数カ国が議定書に最近署名したことを歓迎し、来年中にこれに署名するとその他の国の意図を確認し、これを批准し京都の合意を現実のものとするために必要な更なる作業を早急に開始することを決意する。この目的のため、
- 我々はそれぞれ、温室効果ガスの排出を大幅に削減するために必要な措置を国内でとる。
 - 京都議定書が言及するように、我々は、国内的な措置を補完するために、市場ベースの国際的な排出量取引、共同実施及びクリーンな開発の制度といった柔軟なメカニズムや吸収源につき更に作業する。我々は、実施可能、説明可能、検証可能で、開かれたかつ透明性のある取引制度及び効果的な履行確保制度を確保するためのルール及び原則を策定することを目指す。
 - 今秋のCOP4のブエノス・アイレス会議への準備のために、我々は共に、また他の諸国と協力する。我々はまた、温室効果ガスの排出を制限又は削除するための目標を設定することへの世界的な参加を増大させるために、すべての国と協力する方途を検討する。我々は、クリーンな開発の制度が如何に機能し得るか、例えば、地球環境ファシリティを含む既存の機関の経験と専門的知見を如何にして最も良く利用し得るかにつき、可及的速やかに合意に達することを企図する。我々は、気候変動の影響を最も受けやすく、その排出の全体に占める割合が増大しつつある途上国からの参加の増加を期待する。我々は、その国内の状況と開発の必要にとって適当な、自主的な努力とコミットメントを達成するために、途上国と協力する。我々はまた、技術の開発と普及を促進するために、途上国と共に我々の努力を増大させる。
12. 東南アジア及びアマゾン地域における最近の悲惨な森林火災は、我々の環境のみならず経済成長及び政治的安定に対して脅威を与えており、森林を持続可能に管理し保全するための世界的な協力、より良くかつより効果的な枠組み及び実際の協力が極めて重要であることを示している。我々は、2000年に、先週発表されたG8行動プログラムの実施の進捗を評価する。我々は、国際連合の下で進行中の森林に関する作業を強く支持し、この努力が継続することを期待する。

成長、雇用可能性及び社会的一体性

13. すべての我々の国民は、男性であれ女性であれ、就労と相応の生活水準を通じて、国家の繁栄に貢献しこれを共有する機会を享受するに値する。課題は、すべての我々の市民が、成長と雇用創出を増大させることによって、

急速な技術的变化と経済のグローバル化の利益を共有することを確保し、一体的な社会を構築しつつ、このような利益を如何にして獲得するかである。我々は、このことを達成するためには、健全なマクロ経済の枠組みの中で、国内の経済的・社会的構造を近代化することが重要であることを認識する。これらの目的のために、我々は、G8 財政・経済・労働及び雇用担当大臣が、「成長、雇用可能性及び社会の一体性」に関する 2 月のロンドン会議で合意した 7 つの原則を強く承認する。我々はまた、活力ある高齢化に特別の焦点を当てた、1997 年 11 月の神戸雇用会議の結論を歓迎する。

14. 我々は、各国それぞれがロンドン会議の 7 つの原則が如何にして実施されつつあるかを示すために作成した行動計画を議論し歓迎した。この分野における各国の経験と最良の実践を共有することによって、我々は、我々の政策と対応振りを改善することができる。我々は、これらの計画を成功裡に実施することを確保するに際して雇用者と労働組合の関与が重要であることを強調した。

15. 行動計画は、我々すべてが、個別に、我々の国において雇用可能性と雇用創出を改善するための新たなコミットメントを行っていることを示している。特に、我々は以下をコミットする。

- 若年の長期失業者と失業により深刻な影響を受けている他のグループが就労先を見いだすことを支援するための措置、
- 起業家が会社を設立することを支援するための措置、
- 税制及び給付制度を雇用者に優しいものとする事及び生産物市場の自由化を含む構造改革の実施、
- 生涯学習を促進する措置。

16. 各国は、それぞれの行動計画に示された措置を導入し、活力ある高齢化の概念を追求するとの決意を確認した。活力ある高齢化に関する措置は、高齢労働者の必要に適した職業形態を探求し、それに応じて職業を彼らにふさわしいものに適合させるべきである。

17. これらの措置は、健全な基盤に基づく衡平な成長を生み出すことに資する。我々はまた、成長、雇用及び社会の一体性の醸成を、G8 のみならず世界中において支援するために、関連する国際機関等、特に、ILO、OECD 及び IFIs において、我々の原則と経験を共有したいと考える。我々は、国際的に認識されたコア労働基準に関する、シンガポール会議の結論並びに ILO 宣言及び実施メカニズムのための提案に従って、ILO 及び WTO 両事務局間の協力の継続を含め、かかる労働基準の実施に向けた世界的な進展に対する支持を新たにする。

薬物及び国際犯罪との闘い

18. グローバリゼーションは、国際犯罪の劇的な増加を伴ってきた。このことは、薬物及び武器の不正取引、人の密輸、窃盗、詐欺及び脱法行為のための新たな技術の悪用並びに犯罪収益の洗浄等の多様な形態で現れている。

19. このような犯罪は、薬物により生活を破滅させ及び社会を組織犯罪の恐怖に置くことを通じ、我々自身の市民及び社会に対する脅威となっているのみならず、国際カルテルによる不法資金の投資、腐敗、制度の弱体化及び法の支配に対する信頼の喪失を通じ、社会の民主的及び経済的な基盤を損ないかねない世界的な脅威となっている。

20. この脅威と闘うためには、国際的な協力が不可欠である。我々自身、特に 1996 年のリヨン・サミット以来、そのような協力を改善する方途を追求してきた。既に多くのことが達成されてきた。我々は、国連、欧州連合及び他の地域グループにより行われている作業を認識する。我々は、国際組織犯罪に関する 40 の勧告を実施するため G8 リヨン・グループによりとられた措置及び昨年 12 月のワシントンにおける G8 司法・内務閣僚級会合により発表された提案を歓迎する。我々諸国は、共同して行動することにより、犯罪者を捕らえカルテルを壊滅するためお互いに支援している。しかしながら、更に多くのことがなされる必要がある。犯罪者にとってもその資金にとっても安全な楽園は存在してはならない。

21. したがって、我々は、この脅威に一層効果的に取り組むため以下の更なる多くの行動をとることに意見の一致をみた。

- 我々は、我々の法執行機関に対し追加的に必要な手段を提供する実効的な国連国際組織犯罪条約を、今後 2 年間で交渉するための努力を完全に支持する。
- 我々は、我々の閣僚により合意されたハイテク犯罪に関する 10 の原則及び 10 の行動計画を迅速に実施することに意見の一致をみた。我々は、適切なプライバシーの保護を維持しつつ、証拠として電子データを取得し、提示し、保存するための法的な枠組みについて、及びこれらの犯罪の証拠を国際的なパートナーと共有するこ

とについて合意するため、産業界との緊密な協力を呼びかける。これは、インターネット及び他の新たな技術の悪用を含む広範な種類の犯罪と闘うことに資する。

- 我々は、地域グループと協力して、資金洗浄と闘うための作業を継続し拡充するとの FATF(金融活動作業部会)の決定を歓迎した。我々は、オフショア金融センターによって惹起されている問題を含め、資金洗浄及び金融犯罪の問題に特に重点を置く。我々は、国際犯罪と闘うことに関する閣僚会合を 1999 年にモスクワで開催するとの提案を歓迎する。我々は、資金洗浄を行っている者に関する情報を収集・分析し、パートナー諸国の関係機関と連携するため、金融情報機関(FIUs)を未だ有しない場合には、我々の憲法及び法制度に従って、当該機関を設置することに意見の一致をみた。我々は、有罪判決を受けた犯罪者からの資産の没収を容易にするための適切な法制(これらの資産を追跡・凍結・没収し、可能な場合には、国内法制に従って、差し押さえた資産を他の諸国と配分するためお互いに支援する方法を含む。)の原則及び必要性について意見の一致をみた。
 - 我々は、犯罪資金の巨額なフローから生ずる公務員の腐敗と闘う方途を探究する必要性に合意する。
 - 我々は、移民の密入国を含むあらゆる形態の人の密輸に深く憂慮する。我々は、女性と児童の密輸と闘うために、このような犯罪を予防し、犠牲者を保護し、密輸を行う者を訴追する努力を含め、共同行動に合意した。我々は、この問題に取り組むため、我々自身の間並びに送出し国、中継国及び目的国を含む第三国と共に、将来の協力のための原則及び行動計画を含む多面的かつ包括的な戦略を策定することにコミットする。我々は、将来の包括的な国連組織犯罪条約をこのための重要な手段と考える。
 - 我々は、組織犯罪に対する共同法執行活動を支持し、犯罪網と闘うための権限ある機関間の協力を歓迎する。我々は、特に主要な密輸ルートに対処し特定の形態の金融詐欺を取り締まるために一層の行動を追求することに意見の一致をみた。
 - 我々は、銃器の不法な製造及び密輸と闘うためのリヨン・グループの原則及び行動計画を支持する。我々は、同グループが、国連国際組織犯罪条約の一環として法的拘束力のある国際文書の策定に向け作業することに合意したことを歓迎する。
22. 我々は、リヨングループに対し、現在進行中の作業を強化しよう求めると共に、ハイテク犯罪に関する行動計画、資金洗浄に対してとらえる措置及び人の密輸に関する共同行動についての進捗を次回サミットに報告しよう我々の閣僚に求める。我々はまた、我々の環境大臣の間で 4 月 5 日に意見の一致をみた環境犯罪と闘うための措置を歓迎する。
23. 薬物と広く国際及び国内犯罪との間には強い連関が存在する。我々は、来る国連麻薬特総を歓迎する。国際麻薬特総は、薬物問題に関するあらゆる側面に取り組むための包括的戦略を支持するとの国際社会の決意を示すべきである。G8 としては、麻薬系薬物と闘うための国際社会におけるパートナーシップ及び責任の共有にコミットしている。このことは、薬物及び原料物質の不法な取引を抑止するための協力の強化、我々諸国において薬物依存を減少させるための政策を含む需要削減のための行動及び麻薬系薬物の栽培を根絶するためのグローバルなアプローチに対する支持を含むべきである。我々は、UNDCP(国連薬物統制計画)の、適切な場合には代替開発プログラムを通じて、麻薬系薬物の生産を根絶しあるいは大幅に削減するためのグローバルなアプローチを歓迎する。

不拡散と輸出管理

24. 大量破壊兵器とその運搬システムの拡散は、あらゆる国の安全を脅かす。我々諸国は、拡散を防止するための努力の最前線にあり、我々は、国際的な不拡散体制を支援するために緊密に協力してきている。我々は、この協力を継続しかつ強化することを誓約する。この協力の鍵となる要素として、我々は、不拡散体制における我々の約束を遵守し、輸出管理の効果的な執行を確保するとの我々のコミットメントを再確認する。我々は、大量破壊兵器とその運搬手段のための計画に対してはいかなる種類の支援も拒否する。

この目的のため、我々は、適切な場合には、法律、規則及び執行メカニズムの強化を図りかつ促進する。我々は同様に、我々自身の間及び他の諸国と共に、例えば情報交換を含む輸出管理に関する協力を強化する。我々は、我々の専門家が輸出管理の執行の強化に焦点を当てるよう求める。

また、我々は、輸出管理における要件について我々の商業・ビジネス界の間の意識向上を図る。

2000 年問題

25. コンピュータが 2000 年への変化を如何に処理するかに起因する 2000 年(あるいは千年期)問題は、国際社会に対して、特に、国防、運輸、電気、通信、金融サービス、エネルギー及び環境各セクターにおいて、甚大な影

響をもたらす重要な課題となっており、また、我々は、あるセクターは他のセクターに死活的に依存していることに留意した。我々は、更なる緊急の行動をとり、短期的かつより長期的に混乱の予防に資する情報を、我々自身の間で及び他の諸国と共に共有することに合意した。我々は、この問題に取り組む責任の多くを有するビジネス界及びこれらのセクターにおいて活動している諸機関と緊密に協力する。

我々は、この極めて重要な技術的問題の解決及び 2000 年に向けた準備に資するため、途上国を支援する世界銀行や OECD 等の国際機関において協力する。

次回サミット

26. 我々は、来年 6 月 18 日から 20 日までケルンにおいて再び会合するとのドイツ連邦共和国首相の招請を受諾した。

11. APEC 蔵相会議大臣共同声明抄訳（仮訳）

1998 年 5 月 23 - 24 日 カナダ

1. APEC の蔵相はカナダのカナダスキスに参集し、アジア危機に照らして域内の経済成長及び発展の将来展望を評価。これらの見通しを向上させる政策及び措置につき討議。
2. ペルー、ロシア、ベトナムを今会合の公式オブザーバーとして歓迎。マレーシアにて 11 月に正式メンバーとして迎えることを期待。
3. 最近の経済情勢と、危機の貧困層への影響に対処するためのソーシャル・セーフティーネット強化を含む、金融安定及び成長を回復するための政策に対する評価、域内における金融市場の発展と強化に焦点を当てて議論。自由で開かれた貿易及び投資との APEC の目標 先進経済は 2010 年まで、開発途上経済は 2020 年までに目標を達成）を支援するというコミットメントを再確認。
4. IMF 専務理事、アジア開発銀行総裁、及び世界銀行総裁が、討議に参加。
5. 最近の金融混乱にさらされたメンバーへの民間資本フローの回帰を促進する施策につき、APEC 民間金融家グループ、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）、太平洋経済協力会議（PECC）との間で建設的な対話を実施。2000 年問題の重要性を認識し、全メンバーに対し同問題への早急な対応を奨励。

アジアにおける金融不安定の原因

6. 域内の主要なマクロ経済・構造問題を回顧。アジア危機には、アジア固有の多くの原因があるが、大量の資本流入や、経常収支の赤字の増加、不十分な銀行監督・規制などメキシコその他のラテンアメリカにおける 94 年から 95 年にかけての金融不安定との類似性に留意。
7. 90 年代半ばより経済過熱の徴候が現われ、資産インフレと大幅な国際収支赤字の要因となり、その赤字を大量の外国資本によりファイナンスした結果、政策面・制度面に過度の負担が発生。
8. 硬直的な為替制度や米ドルとの緊密な結びつきが、景気過熱の圧力をコントロールする金融政策の有効性を限られたものにし、また、対外短期借入を助長。また、特に金融部門における、不十分な監督やコーポレート・ガバナンス、国内外の貯蓄の不適當な仲介、政府の指導による貸出が、非効率的な投資の一因。
9. 金融市場における国境を越えた急激な資本フローは、マクロ経済運営における新たな課題を提示し、一部のメンバーを、対外的状況の悪化、特に市場心理の突然の反転に対し脆弱化。
10. 97 年において、これらの問題は、輸入需要低下を含む主要先進メンバーにおける数々の出来事の結果、より明確化。主要通貨に対する米ドルの増価も同地域の輸出競争力低下に寄与。
11. 域内におけるメンバー個々の経済情勢は様々であったが、類似の脆弱性を持つと市場が認識したメンバーに対して、不安定は拡大。
12. 通貨投機は、為替市場におけるボラティリティを激化させる役割を果たしたかもしれないが、混乱の根本要因ではなかった。『ヘッジファンドと金融市場のダイナミクス』における IMF の有益かつ革新的な作業に留意。適切な場合に IMF の貢献を得て、機関投資家の役割や投資行動を含む本件についての作業の継続に合意。
13. 最近の混乱への対応につき、安定と回復の促進を図る上での課題、及び、我々の、更にはグローバルな金融システム強化の 2 つの側面に焦点を当てて議論。

経済安定化と回復の促進

14. IMF の中心的役割を確認しつつ、マニラ・フレームワークに関する APEC 経済首脳のパンクーパーでの要請に同調。域内経済サーベイランス・メカニズムの形式を含む、同要請に応える進展を歓迎。
15. IMF、世界銀行及びアジア開発銀行の、最近の金融不安定への対処において採られたアプローチを支持。国際機関及び二国間によるタイ・インドネシア・韓国への金融・技術支援を賞賛。IMF の補完的準備制度創設を歓迎。世界銀行及びアジア開発銀行における日本特別基金を通じた資金供与の強化や、今般の危機の影響に対処しようとしているメンバーを支援するための世界銀行における ASEM トラストファンドを歓迎。
16. IMF 増資、及び新規借入取極の早期批准を要請。
17. アジア地域のメンバーが、不安定の原因に対処するため困難で果断な措置を採っていることを賞賛。タイ・韓国における IMF プログラム実施の進展に伴う経済見通し改善の兆候を歓迎。インドネシアにおける最近の経済・社会情勢につき、深い懸念を表明。新大統領の政治・経済改革への支持及び IMF プログラム実施へのコミットメントを歓迎。信認回復を可能とする経済・政治状況の達成に向けた進展を期待。域内の長期的なファンダメンタルズは依然堅固であり、地域の活力回復を確信。しかしながら、困難な調整・課題は残っており、現状に満足している余裕はないことに同意。
18. アジア地域の成長のための、長期資本フロー、とりわけ外国直接投資の重要性に留意。APEC 民間金融家会合との合同セッションで、マクロ経済・為替環境の安定のみならず、企業・金融部門における顕著な改革の実施、市場の透明性の向上が、資本フローの持続的回帰に必要な結論に到達。これら改革を早期に実施していたメンバーは、危機をうまく切り抜け、投資家の信認維持に成功していることに留意。例えば、フィリピンは、アジア金融混乱発生後、国際資本市場から資金調達を最初に行ったメンバー。改革への強力なコミットを示した韓国・タイでは、通貨価値の回復が見られるとともに、国際資本市場に最近復帰。
19. 最近の不安定により、域内の金融部門は弱体化し、大量の不良債権を抱え、外貨建債務の負担は増大。多くのメンバーにおいて、資本フローの回帰及び成長のために、国内金融システムの健全性回復のための強力なアクションが不可欠。危機の影響を受けたアジアメンバーの金融システムの再建・強化及び健全な企業再建への取り組みに対する世界銀行・アジア開発銀行が実施している支援を支持。
20. 金融混乱及び調整政策による社会的影響に特に留意。今後数ヶ月中に、企業部門再建に伴い、多くのメンバーにおける失業のレベルが更に増加。かかる状況は社会組織に緊張を与え、多くの場合、社会の貧困層と、自分自身を守ることのできない人々、とりわけ女性と子供が負担を追う。インドネシアでは食料・医薬品の供給不足が顕在化。
21. 既存のソーシャル・セーフティネットやその他の形態の扶助を拡大し強化することが重要。混乱の社会的影響への対応を支援するために、世界銀行、アジア開発銀行が現在まで行っている努力を賞賛。プログラムを域内の経済・社会状況の変化に応じたものとする際に、IMF が示した柔軟性を認識。これらの機関が、不安定により最も影響を受けた人々を支援するための革新的な手段を探究し続けることを奨励。
22. 危機への対応を行っているメンバーにおける環境保護への取り組みを支援する方策を国際金融機関が検討することも重要。
23. 金融不安定の影響が軽微であった APEC メンバーによる、内需主導型成長を促進する政策の追求を通じた、APEC 地域全体の経済見通しを支援するための努力を歓迎。為替レートの安定を維持するとの政策的コミットメントを示し、域内の信認回復に寄与している APEC メンバーを賞賛。全てのメンバーが、市場開放への動きを維持することを奨励。関税、非関税措置、貿易円滑化、ならびに経済技術協力の分野における早期自主的分野別自由化に向けた APEC の他のフォーラの努力を評価。
24. 国内生産の回復促進のため必要となる投入財輸入のために貿易金融への十分なアクセスが不可欠であることを認識。既存の公的輸出金融プログラムを維持・拡大するための OECD や域内政府の努力を歓迎。アジア開発銀行が既にタイで実施している信用補強措置のように、危機の影響を受けたメンバーにおける中小企業への融資の回復を支援するための適切な手段をアジア開発銀行及び世界銀行が探求するよう奨励。民間部門が単純な地域的フォーミュラではなく、関連する事実に基づき、個別銀行の信用状況を評価するよう強く奨励。民間部門が、金融危機解決のために一層の役割を果たすよう奨励されるべきであることに留意。

金融市場の発展及び強化

25. アジアにおける最近の金融不安定は、堅固、弾力的かつ適切に規制された国内金融市場を、安定的な国際金融

市場の枠組みの中で発展させることの重要性を強調。バーゼル委コア・プリンシパルを歓迎。銀行監督者国際会議が 10 月の会合において本原則を支持するよう奨励、新興市場経済と協力して G10 が作成した『新興市場経済における金融安定』に関する報告を支持。「APEC 域内における金融部門発展促進のための健全な慣行」作成にあたってのアジア開発銀行の努力に留意。証券市場監督のための適切な原則作成への証券監督者国際機関 (IOSCO) の取り組みの結果を期待。

26. 金融部門監督制度の多国間サーペイランスを強化するとの考えを強く支持。国際金融機関や国際規制団体が、より適切な協調やピア・レビュー・プロセスのような強化された形での協力などの選択肢を含めて、この考えを実現するための方策につき共に検討することを期待。いかなる改革も、既存の世界的・地域的な取極と重複するものではなく、それらを強化あるいは補完するものであるべき。
27. WTO 金融サービスの交渉の成功裏の妥結を歓迎。金融サービスの提供における競争の強化は適切な健全性維持のための規制の枠組みが存在する場合、資本市場発展に寄与。参加メンバーに対し、協定が予定通り 99 年 3 月 1 日に発効するべく、コミットメントを完全に行うよう要請。

金融市場の発展・強化についての APEC 蔵相プロセスにおける作業

28. 域内での堅固で弾力的な金融部門の発展の促進は、当初からの APEC 蔵相プロセスの中心的目標。昨年のセブ会合において、資本市場の発展を促進し、インフラ・プロジェクトに対する民間投資を円滑化するために、6 つのイニシアティブを開始。我々はまた、蔵相代理たちが、域内におけるより自由で安定的な資本フローを支援するための自主的行動計画を用意することに同意。
29. セブで開始されたイニシアティブの下での作業の進展を歓迎。3 つの優先分野、すなわち資本市場の発展、資本勘定の自由化、及び国際金融システムの強化において来年も努力を継続。

資本市場の発展

30. 資本市場発展のための方策を検討するために、過去 1 年間、幾つかの協同イニシアティブを実施。決済インフラの強化イニシアティブは最終報告を提出。
31. 年金基金改革に関する地域フォーラムを開催。民間貯蓄動員や長期債券への需要拡大のために年金基金が果たしうる役割を含む有益な技術的報告を作成。来年チリがホストする第 2 回フォーラムでは、本分野における政策的問題に焦点を絞る。
32. 証券化イニシアティブの下で策定された、証券化の発展を支援するための自主的行動計画を含む資産担保証券の発展の支援に関する提言を支持。
33. 資本市場の発展・強化についての作業の多くは、インフラに対する民間融資の円滑化を動機とするものであったことを想起。過去 1 年間、輸出金融機関間の協力支援のためのイニシアティブを通じ本分野の作業を継続。域内の 15 の輸出金融機関と輸出信用機関により署名されたプロトコールの合意を歓迎。
34. 最近の金融不安定によるインフラ・プロジェクトの融資環境の著しい変化を認識。これが域内のインフラ開発へ与える影響を分析し、民間インフラ融資の促進のための中期的戦略を探求することが必要。アジア開発銀行に対し、本分野での作業を実施し、次回会合へ報告するよう要請。
35. 格付機関整備及び情報開示基準の強化のための協同イニシアティブのプログレス・レポートを受け取り、来年における更なる成果を期待。
36. 域内における国内債券市場の発展に関する新しい協同イニシアティブを開始することに合意。

資本勘定の自由化

37. 資本勘定自由化の利益を享受しつつ、そのリスクを最小化する施策を引き続き実施することにつき合意。より自由で安定的な資本フローのための自主的行動計画を考案する作業の続行に対するコミットメントを再確認。
38. 秩序ある方法で資本勘定自由化を追求すべきことを認識。健全なマクロ経済政策、効果的な健全性維持のための規制・監督及び資本市場発展のための積極的取り組みなどが自由化の前提条件。市場ベースの健全性維持のためのセーフガードの利用がこれら前提条件をうまく補完すると幾つかのメンバーは認識。マクロ経済と金融の安定を維持する一方で、より自由な資本フローの促進策につき検討するため、マクロレベルでの健全性維持のための手法の導入の経験を含めて、メンバーの経験を比較する作業を、IMF や世界銀行とともに実施し、次回会合において報告を行うよう、蔵相代理たちに要請。
39. 蔵相代理に対して、IMF とともに、短期資本を含む資本フローを効果的にモニターするための方策につき検討

を要請。

金融システムの強化

40. 金融市場の監督強化イニシアティブの下、APEC 域内における銀行・証券監督者の訓練強化のため、2 つの行動計画を作成。これらの計画を支持し、その時宜を得た包括的実行を要請。次回会合においてプロGRESS・レポートを受け取ることを期待。
41. ADB・インスティテュートの開設等、APEC 域内において開始された他の訓練イニシアティブの開始を歓迎
42. APEC 民間金融家グループによる、域内での金融家訓練・教育プログラムを策定するイニシアティブを歓迎。蔵相代理に対し、本イニシアティブ実施にあたり民間金融家との協力を指示。
43. 通貨危機の教訓を引き出す努力の一貫として、世界銀行、アジア開発銀行とともに域内のコーポレート・ガバナンスの強化策につき検討するイニシアティブを、マレーシアの調整の下開始する。本作業は、他のフォーラムでの作業を認識。民間部門上層とのセミナーをホストするとの豪州の申し出を歓迎。次回蔵相会議への報告を期待。

その他の事項、及び今後の会合

44. 域内の貿易円滑化のための 12 項目の共同行動計画における税関手続き小委員会（SCCP）における進展を歓迎。貿易円滑化及び税関当局による取締りは十分調和される必要があることを再確認しつつ、我々は、税関当局に対し、こうした協力の強化を継続するよう奨励。
45. 当局に対し、域内の適切なメンバーとの間で、国際的な規範を満たした二国間租税条約の締結を拡大することともに、OECD・APEC 合同の税当局者によるシンポジウムで行われた租税についての有益な対話を継続するよう奨励。マニラで 10 月に行われる次回会合の結果に期待。
46. 民間金融家の APEC 蔵相会議参加への謝意を再確認。民間金融家と、域内における 2000 年問題の時宜を得た解決に必要な方策の実施の重要性につき討議。世界銀行、アジア開発銀行へ、メンバーの本問題への取り組みを支援するよう要請。域内における監督規制当局に対し、金融機関の 2000 年問題への取り組みを調査しモニターする際に、互いに、またバーゼル委員会、証券監督者国際機関（IOSCO）、及び保険監督者国際機構（IAIS）と協力するよう要請。
47. カナダ政府、大蔵省及びカナダの人々による各国代表団へのもてなし及び第 5 回蔵相会議を成功に導いた素晴らしいアレンジメントへ感謝。マーティン・カナダ蔵相による本会議の成功への貴重な貢献に感謝。
48. 次回マレーシアのペナンで開催される蔵相会議を期待。
49. 今次 APEC 蔵相会議の結果等につき、11 月にマレーシアで開催される首脳会議の際に、経済首脳に対して報告。

12. マニラ・フレームワーク / G7D 合同会合プレス・ステートメント（仮訳）

1998 年 6 月 20 日 東京

1. マニラ・フレームワーク / G7D アドホック合同会合は 1998 年 6 月 20 日東京で開催された。オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インドネシア、イタリア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、英国、及び米国の蔵相代理及び中央銀行総裁代理が出席した。IMF、世界銀行、アジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。
2. 域内サーベイランスの議論において、代理達は IMF、世界銀行及びアジア開発銀行によるプレゼンテーションに基づき、経済状況について意見交換を行った。代理達は、幾つかの国において、とりわけタイ及び韓国においては、当地域における最近の金融市場の混乱にもかかわらず、経済改革プログラムの実施に進展が見られることを認識した。代理たちは、危機によって最も影響を受けた国々において、コンフィデンス及び成長を回復し、為替レートの安定を達成し、インフレを抑制することが重要であるということに合意した。ミクロ経済上の改革、特に金融セクター及び非金融企業セクターのリストラ及び資本増強のための改革と引き続き市場を開放することが、コンフィデンスの回復、新たな投資の再開及び持続可能な経済成長のために極めて重要である。
3. 代理たちは、日本経済と金融システムを建て直し、再び活性化させることが急務であることを認識した。日本が金融システムの健全性を回復し、内需主導の経済成長を達成し、市場の開放と規制緩和を行うことが、日本、アジア諸国、とりわけ金融市場の混乱に影響を受けているアジア諸国、及び世界経済全体にとっても、極めて重要である。この見地から、彼らは、不良資産の早急な処理を含む金融システムの再構築を最も喫緊の課題として行

い、また、経済対策の早急な執行を図り、更に、法人課税と所得課税にかかる税制改革に取り組んでいくという、最近行われた日本の決意の表明を歓迎した。彼らは、これらのプランを迅速に実行するための具体的な措置の重要性を強調した。

4. 代理たちは、また、人民元の安定性を維持するという中国の再度にわたる確かなコミットメントを歓迎した。彼らは、このことが地域の金融市場の安定に重要な貢献となることに留意した。
5. 代理たちは、インドネシアの新たな経済改革へのコミットメント及びこれまで表明された政治改革の計画を歓迎した。彼らは、経済及び構造改革プログラムに関する IMF との早期合意の重要性を強調した。
6. 代理たちは、金融及び為替市場とマクロ経済の動向について議論した。彼らは、日本が経済を強化するという文脈において、日本と米国の当局による為替市場における共同行動を歓迎した。代理たちは、状況を注視し、適切に協力していくことで合意した。
7. 代理たちは、危機の社会的な影響に取り組むことの重要性を強調した。経済活動を下支えし、社会の最も弱い階層における物価上昇の効果を和らげ、社会的な支出の増加を許容するために、IMF が財政目標の修正において示した柔軟性を歓迎した。代理達はまた、世界銀行、アジア開発銀行及び二国間支援の供与国による、危機の社会的なコストを軽減し、ソーシャルセーフティーネット強化を助けるための努力を歓迎した。
8. 代理達は短期的危機への政策対応の強化が肝要である一方で、国際金融システムを強化し、民間セクターのファイナンスのための適切な役割を伴った、より効果的な危機管理の手段を工夫するという長期的な挑戦から注意を逸らすべきではないことに合意した。
9. 代理達は日本政府の暖かい歓迎と素晴らしい準備に一致して感謝の意を表した。マニラ・フレームワーク会合の代理達は、マレーシアにおける次の会合を期待している。